

国民と森林

2005年・新春
第 91 号



国民森林会議



国民森林会議の創立まで

萩野 敏雄

(国民森林会議初代事務局長)

わたしは、昭和五三年七月に林野庁を退職したが、ひきつづき、(財)林政総合調査研究所の嘱託となった。同五五年一月であったかと思うが、旧知の木村武氏(全林野中執)から電話があり、会うと「林政や国有林経営がまったく行きつまった。労働組合もこれまでのような運動のみでは駄目で、外部の有識者の意見に常に耳をかたむける必要がある。ついては、そのような人達による組織をつくり政策提言をしてもらうことに力をかけてもらいたい。」とのこと。わたしも同感であったので即答したが、まず有志を募り、相談をする必要があった。田村靖氏(全林野中執)に関西に行ってもらい、半田良一先生(京大教授)のご承諾を得たときは、「これでまとも、幸先が良い。」と直感したことをいまでも覚えていいる。そのほか、林野庁OBの神足勝浩さん、新聞社関係の志村富寿さん(毎日新聞社)、杉本一さん(朝日新聞社)のご賛同をえて、わたしを加えた五名の有志をもって、日比谷公園内の松本楼で初会合もったのが、年の瀬もおしせまった十二月二十四日

第1表

設立までの足どり

日 時	内 容	備 考
昭55.12.24	有志(半田、杉本、志村、神足、萩野)初会合	於 松本楼
56.2.8	第2回目の話し合い 会の課題検討	於 ニューフジャ
3.20	第3回目 " " 呼びかけ	於 葵会館
4.11	設立呼びかけ起草 各有志にお送りする	
5.30	第4回目の話し合い 設立趣意書決定 運営大綱	於 東条会館
7.11	第5回目 " 趣意書別紙 代表人の選任	於 葵会館
9.20	第6回目 " 役員人事 会員対象	於 熱海赤根崎
10.31	第7回目 " 準備委発足 隅谷代表参加	於 東条会館
11.26	会長談話作業部会(第1回)	於 葵会館
12.5	" (第2回)	於 第一ホテル
12.5	第2回設立準備委 会則 事業大綱	"
57.1.9	第3回 " 総会対策 会員募集	"
1.18	会員の呼びかけ発送	
2.1	事務局開き(Tel 10日設置)	三会堂ビル
2.6	第4回設立準備委 総会対策 幹事候補	
2.16	総会案内 来賓(レセプション)案内発送	
2.22	東山魁夷顧問就任快諾	
2.27	国民森林会議設立総会	於 ダイヤモンドH

季刊 国民と森林

No.91 2005年新春号

● 巻頭言		
● 国民森林会議の創立まで	萩野 敏雄	2
● 高等学校の森林・林業教育について	石井 克佳	5
● 再造林放棄地問題と今後の方向	川田 勲	12
● 途上国における森林ボランティアを考える(財)オイスカを事例として	佐藤 孝吉	16
● 石見尚 野村かつ子著		
「WTO—シアトル以後」下からの		
グローバリゼーション	田中 茂	20
● 切り抜き森林・林政ジャーナル		23
● アトランダム雑誌切抜き		25
● 地球温暖化対策に係る「環境税(仮称)」の創設促進に向けた全林野の考え方		27

厳冬のブナ林

高沢岩男(青森県上北郡在住)

厳冬の八甲田山城ヶ倉のブナ林。スキー場の温度計は昼でさえ-15℃を指していた。猛吹雪で体感温度はさらに低く、一本だけ手袋から出していた指が冷たさを越して痛い。

常に強風にさらされるブナは厳つい表情を見せるが、この林は風下で若いブナが伸びやかに立つ。柔らかな曲線の幹に雪が張り付き、妖艶さを感じた。

肉眼では、地吹雪も手伝い著しく視界が悪い。雪が暖かく写らないよう露出を切りつめながら数秒のスローシャッターを切った。僅かに笹の揺れが風を写しているが、吹き付ける雪は白いボールとなった。

表紙の言葉

目次題字 隅谷三喜男

あった。それから、国民森林会議設立総会(昭和五十七年二月二十七日)までの主要会合等の日程を一覧表としたものが第1表である。そのなかで、重要な三点について付言しよう。第一点は、会長候補の人選である。会長はなんとといっても組織の顔であるのでいろいろの案がでたが、結局、全員一致で隅谷三喜男先生(当時、東京女子大学学長)と決定した。同先生との交渉は、そのご有志に加わっていただいた大野盛雄先生(東大、東洋文化研究所長)から電話で内諾をえていただき、改めて杉本、木村、小生の三名が東京女子大に出向いて、正式のご承諾をえた。

第二点は、事務局の設置場所である。この問題については、なんとといっても交通の利便性が第一である。そのことから、(社)大日本山林会附属機関小林記念林業文献センター(アメリカ大使館前、三會堂ビル内)の一隅を借りる案で一決した。交渉には、隅谷先生、神足勝浩の二名があたり、筆者も同席した。島田錦蔵・大日本山林会会長は、もとより隅谷先生のことを存じあげておられたので交渉は和やかに進み、五坪借りられることとなった。そしてそのご、島田先生側から入会希望の申し出をくださった。

第三点は、日本画家・東山魁夷先生を顧問としてお迎えする件である。当初から約一年を経過した昭和五十六年一月三十一日に、それまでの有志による会合は準備会に切り替えられたが、その会合のなかで、東山先生に顧問になっていただくという一致した意見が生まれた。だが、どなたも同先生と面識をもっていなかった。わずかに、志村富寿先生(武蔵野音楽大学教授)が、毎日新聞社勤務時代に先生の著書上梓(同社発行)に間接的にかかわったのみという状況であった。志村先生の、「ともかくあたってみよう、電話連絡でなく、直接に先生のご自宅(千葉県市川市)に行こう」という意見のもとに、わた

しと木村武さんも加わり、三名が出向くこととした。それは、設立総会を五日後に控えていた昭和五七年二月二二日であった。

来意を告げて玄関からはいると、まずお手伝いさんが出られ、つぎに奥様が姿を見せられ、設立趣意書その他の関係書類を志村先生が説明された。その伝達を受けて画室を出られた東山先生が玄関に正座され、「ご趣旨は分かりました。ただわたしは画業に専念したいので、顧問ならお引き受けしましょう。」

とおっしゃってくださいました。とつせんの訪問であったにもかかわらず、また制作中であつたのに会っていただいたうえ、ご承諾くださったのである。帰りの車中で、ホッと胸をなでおろしたことは云うまでもない。そして、後日、「国民と森林」の表紙絵をお願いすると、「わたしはこれまで表紙絵を許可したことはないが、会の趣旨が良いので許可しましょう。」と云ってくださり、無償でそれいご飾ることができることとなった。先生のご好意の深さを

謹んで新春の御祝詞を

申し上げます

森林と共生できる社会をめざし、地球環境を守る活動を今年もしてまいります

国民森林会議

顧問 大内 力
会長 半田 良 一

役員 一同

を改めて感じたことである。

それまでの間に、準備委員として田中茂（全森連）・田村武（元全林野委員長）さんのお二人が加わっていたが、それら八名（代表・隅谷先生）が呼びかけ人となり、七八名の会員のもとで国民森林会議が政策提言団体として発足したのは、昭和五七年二月二七日であった。第1表に示すように、有志五名が初会合を開いた日よりみて、一年三カ月を要し、高い志のもとに発出したのであるが、それはつぎのような状況下であった。

昭和四〇年代にはじまった国内林業の衰退化は、やがて小学校の教育内容にも波及するにいたつた。「ゆとりのある教育」の観点を盛つた教育課程審議会答申により、昭和五二年制定の小学校学習指導要領が五五年施行となるが、そこでは五年生の社会科にあつた〈林業〉は削除されていた。農業はもとより、水産業も産業として記述されているなかで、ひとり林業のみがその存在を否定されたのである。

高等学校の森林・林業教育について

石井 克 佳

(筑波大学附属坂戸高等学校 教諭)

1 戦後の林業教育

高等学校における林業教育研究の歴史を遡ると、昭和三七年（一九六二年）に「科別研究協議会林業教育協議会」が林野庁名古屋管林局において開催された。これが全国で初めての研究協議会である。昭和四〇年（一九六五年）に発行された「関東林業教育研究会」発足当時の会報によると、この研究会は関東甲信越地域にある林業科を設置している高等学校の教員が中心となり、高等学校林業教育の推進のために設立したものである。高度経済成長とともに我が国の産業は著しく発展した。昭和三九年（一九六四年）に林業基本法が公布され、我が国の林業経営の近代化が進められたのと時を同じくして、林業教育においても動きが活発になったのである。時代の要請に即応する林業教育を目指し、施設設備の充実、近代的機械の導入、演習林の拡充・整備、教育課程の検討、そして新しい教科書発行の促進、またそれらに必要な教育予算

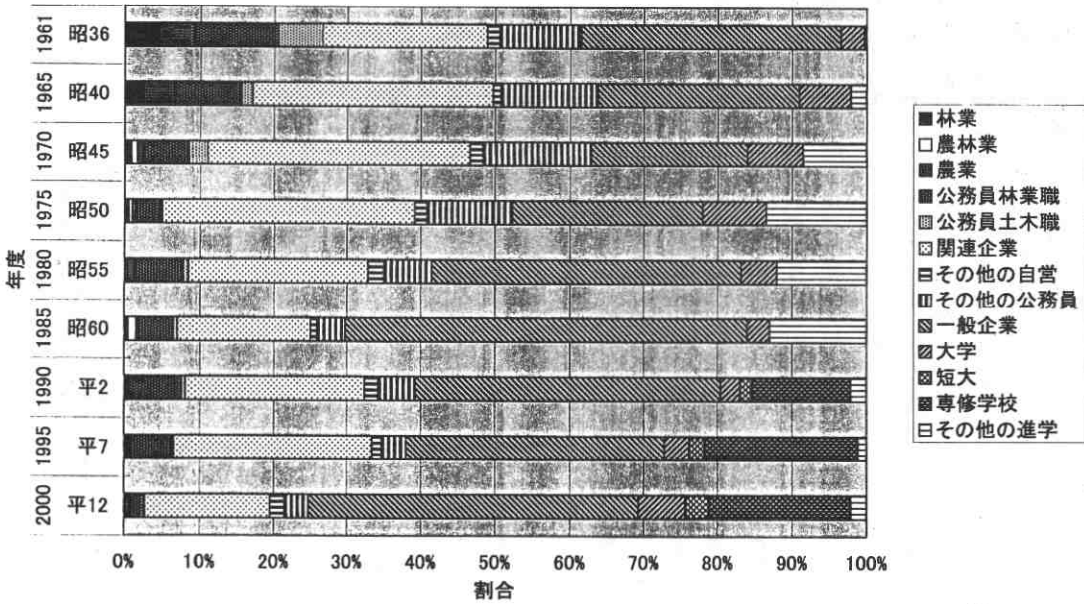
の確保等、数多くの課題が山積していたことが同われる。「関東林業教育研究会」はすでに発足していた「東北林業教育協会」とともに高等学校林業教育に関する全国組織の結成を目指しその後二五年にわたる活動を続け、平成元年（一九八九年）に「全国高等学校林業教育研究協議会」（以下「全国林研」と記す）を正式に発足させた。昭和三七年に初めて開催された研究協議会から数えると、通算で二八回目の研究協議会である。これを機に、高等学校における林業教育研究は全国的な組織となり、現在も活動を続けている。本報告は、「関東林業教育研究会」ならびに「全国林研」の資料をもとに高等学校の森林・林業教育の歴史的経緯と課題について検討を行ったものである。

(1) 林業高校の役割

林業高校が社会の要請として変わらぬに求められてきたものは何であろうか。多くの林業高校は、中山間地域から山地に位置し、校内や学校からそう遠くない場所に演習林を有している。



図1 林業高校生の進路状況（過去40年間）



言うまでもなく、演習林での実習を通して育林、林業経営、林業士木に関する技術を実際に教育し、地域の林業従事者を育てることで社会の要請に応えてきたのである。しかし、高度経済成長期以降、国外材輸入が飛躍的に増大し、国内林業はこれと反比例する形で縮小の過程をたどった。これにより、林業教育の使命は次第に形骸化し長く苦しい時代を過ごしている。

このような時代の変化による影響を受けて、林業高校では他の高校にはない特色ある教育を行っている。第一に、森林・林業に関する学習を通して生徒が心の豊かさを育むことかできる。第二に、実験・実習を中心とした実体験にもとづく学習は、普通科高校のような学習形態では効果が上がらなかった生徒にとっても、興味や関心を引き出すことができる。第三に、森林を通して自然や環境問題についての学習を深めることができる。

(2) 地域林業と林業高校の関係
林業高校が地域林業に果たしてきた役割について、卒業生の進路をもとに見ていきたい。図1は、林業高校生の進路状況を過去四〇年間にわたり調べたものである。

元来、林業高校生は林業を専業とする家の跡継ぎと思われがちだが、実態はそうではない。これは、我が国の山林所有形態の特徴にも現れているとおりである。すなわち、専業で林業を営む大規模経営は少数で、大部分は兼業の中小規模経営から成り立っていることである。昭和三十六年（一九六一年）をみると、林業・農業が約一割、公務員林業職と土木職が二割弱、林業関連産業が二割強となっている。これらを合計すると、林業高校の卒業生のうち約半数がこのような形で林業に従事していることがわかる。高度経済成長期を経て関連産業の割合が増加したが、この傾向は昭和四五年（一九七〇年）ころまで続いていた。二度のオイルショックを経て、我が国の経済構造が変化した。この影響は昭和五〇年（一九七五年）以降に現れている。すなわち、関連産業も含めた林業全体の縮小傾向が卒業生の進路にも如実に現れている。同時に、大学進学者や一般企業へ進路を選ぶ者が増加している。林業高校ではこの頃から進路希望の多様化に伴って生徒一人一人に対するきめ細かい進路指導が求められるようになったのである。このことは後に述べる教育課程編成にも大きな影響を及ぼしている。

林業高校と地域林業との関係は、地域の森林資源、森林所有、関連産業等と密接な関係があり、地域によっていくつかに分類される。

例えば、北海道、東北、九州等の国有林地帯に近い林業高校では、毎年国家公務員林業職を始めとする公務員試験に多数の合格者を出して

いる。これらの高校では、他地域と比較して祖父母・父母の世代にも林業高校卒業生が多く、地域林業とも密接なつながりを保ってきている所が多い。また、関東甲信越、近畿、中国等の民有林地帯の林業高校では、関連産業や一般企業への就職が堅調である。大学等への進学者が増加している高校も多い。一方、大都市に近い林業高校では、いささか状況が異なる。環境問題に興味を持ち、自ら進んで学習に取り組む生徒がいる一方で、無目的ないわゆる不本意入学ののち、途中で学校を去っていく生徒がいることも事実である。最近の高校再編や統廃合の影響を受け、学科の縮小や改編を迫られている。このような状況では、生徒の問題行動に教師が振り回され、生徒指導に多くの時間を割かれてしまい、肝心の学習指導に集中できない危険さえ生じる。なぜこのような状況が起こるのであるのか。その理由については別の機会に調査したいが、筆者の経験から推測すれば、都市と山村が遮断され、森林に対する興味・関心がほとんど無い生徒達が多く入学した結果ではないかと思われる。

このほかにも、地域林業の実態に合わせて、各地の林業高校は特色ある進路指導を展開しており、「全国林研」では、毎年各地の高校から報告が寄せられている。

2 林業高校における教育内容

(1) 教育改革の動向

ここで、我が国の教育を巡る動きを押さえて

おきたい。臨時教育審議会（臨教審）が昭和五十九年（一九八四年）に設置され、初等中等教育の改革が図られた。この答申では、「基礎・基本の徹底」、「自ら学び、自ら考える力の育成」、「豊かな人間性の基盤づくり（体験活動の機会の充実、道徳教育の充実）」が主要課題として提起された。

これに続く中央教育審議会（中教審）は平成三年（一九九一年）の答申において、次のようにまとめている。すなわち、「職業学科は、昭和四〇年頃までは生徒数の約四〇％を占めていたが、その後の大学進学率の上昇等に伴う普通科志向の増加の中で、今日ではその割合は約二五％に低下している。従来から、職業学科の卒業生の多くは就職しているものの、今日では進学希望者も増加している。しかし、職業学科においては、基本的に就職する者を主体とした教育が行われているため、進学希望者への対応は十分ではない。また、その学科の区分、内容は、戦後の新制高等学校発足時と基本的には変わっておらず、産業・就業構造の変化に十分対応したもとはなっていない。さらに、近年の社会の変化は、国際化、情報化の進展、さまざまな技術革新の進展などますます急速なものとなっており、高等学校の職業学科もこれらの変化に適切に対応していくことが求められている。」ということである。多くの林業高校においてもこれらの指摘は当てはまり、解決方法を見いだせない中で苦しい状況が続いていた。

当時の高等学校では、不本意入学、不登校、



中途退学者の増加の問題などが顕在化し、「量の拡大から質的拡大へ」、「個性尊重・人間性重視」といった教育の多様化が求められていた。従来の「普通科と職業学科」という画一的な教育から脱却し、「普通科における職業教育」、「職業学科の再編と専門学科の充実」、「第三の学科である総合学科の創設」、「生涯学習社会の形成」など、現在高等学校で進められている多

表1 林業高校における学習指導要領と科目の返選

公示	昭和45年度	昭和53年度	平成元年度	平成10年度
施行	昭和48年4月	昭和57年4月	平成6年4月	平成15年から学年進行で実施
	農業基礎	農業基礎	農業科学基礎	
			環境科学基礎	
			課題研究	課題研究
総合実習	総合実習	総合実習	総合実習	
			農業情報処理	農業情報処理
			生物工学基礎	植物バイオテクノロジー 動物・微生物バイオテクノロジー
育林 伐木運材 砂防 林業機械	育林 林業土木	育林 林業土木	森林科学	
潤樹 林業経営	林業経営	林業経営	森林経営	
林産製造 木材加工 木材材料	林産加工	林産加工	林産加工	
測量	測量	測量	測量	
(林業一般)				

林業一般は、林業科以外の学科において履修させるものである。

様な改革はこの答申の中で触れられ、これを出発点としたものが多い。この二つの答申は以後の教育改革を進める上で、進むべき方向を示すものとして機能し、学習指導要領改訂にも大きな影響を及ぼしている。

(2) 学習指導要領改訂の流れ

現在高等学校で行われている授業や実習の内容は、平成一〇年度（一九九八年）改訂一五年（二〇〇三年）四月施行「高等学校学習指導要領」（以下「学習指導要領」と記す）に基づいて行われている。戦後の学習指導要領を遡ると

昭和二二年度（一九四七年）の職業科農業編（試案）に始まり、昭和二四年度、昭和二七年度、昭和三一年度、昭和四五年度、昭和五三年度、平成元年度、平成一〇年度と改訂を重ね、我が国の社会情勢や教育情勢に応じた教育課程が編成されてきた。

学習指導要領は学校が新しい教育課程を編成するための基準として国が示すものである。昭和四五年度（一九七〇年度）以降実施された四回の改訂をもとに、表1に林業高校における科目構成の変化を示した。

昭和五七年（一九八二年）から平成六年（一九九四年）まで二度の改訂を経た中で、科目「育林」、「林業経営」、「林業土木」、「林産加工」は、一二年間林業高校の主要な科目であった。どの高校においてもこの四科目を教育課程の重点に置き、林業教育をおこなってきた。授業や実習の特徴として、次の点を挙げておきたい。すなわち、産業としての国内林業が低迷しつつも、林業高校においては林業従事者として必要な基礎的・基本的な知識や技術の習得を目指し、実習を重視した教育内容を整えてきたことである。平成六年（一九九四年）からは情報処理やバイオテクノロジーといった先端技術を取り入れ、社会の変化に対応でき

る人材の育成を図ってきた。また、生徒が各自の研究課題をもって学習を深めることを目的とした科目「課題研究」を新たに設けた。

(3) 教科書の中身の変化

さて、のように学習指導要領の改訂に伴い科目の統合や新設が行われてきたが、これに伴い教科書の中身はどのように変化してきたのだろうか。

第一に、「林業土木」「林産加工」「林業経営」の三科目では、繰り返し複数の科目を統合してきた経緯から、単元の数が多く専門的な内容が盛り込まれている。林業職の公務員試験受験者にとっては、これらの内容を理解することが重要であると言われる。質的にも量的にも内容が濃く、高校生にとって一年間ですべての内容を学ぶことは困難であると言える。二年から三年かけて学習する高校もあるが、学校週五日制や新設科目の増加などが影響し学習内容を絞っていく傾向にあった。

第二に、新設された「農業情報処理」「生物工学基礎」「環境科学基礎」は、各項目の基礎的・基本的な知識や技術の学習を重視している。教科書の中に図表が多いことから、低学年向けに興味を持たせることに配慮され、一年間で学び終える工夫がなされている。

平成一四年度から実施された学校週五日制に伴い、授業時数が減少した。学習内容の精選が課題であるのは、小中学校のみならず林業高校でも同じであった。これに先行して行われた平成一〇年（一九九八年）改訂では、科目の整理・

統合をさらに進めるとともに各科目の学習内容も以前に増して精選された。また、次項で述べる林業高校の学科名の変更とも関連するが、林業高校の教育内容が多様化する事も予想されている。

3 林業高校が抱える問題

(1) 実習や授業内容の変化

平成六年（一九九四年）の学習指導要領改訂を機に新しい科目が導入され、学習内容は大幅に変化した。これに伴い、各校で施設設備の新規導入が進んだ。「農業情報処理」では、パーソナルコンピュータを四〇台備えたパソコン教室がすべての学校で整備され、生徒が一人一台コンピュータを利用した実習ができるようになった。パソコン教室を利用して、低学年ではワープロ、表計算、データベース等の基本的なアプリケーションソフトの使用方法を学習した。高学年では、気象衛星画像の解析、リモートセンシングの解析、CADソフトによる製図、NCルーター、レーザー加工など、応用的な分野の学習を各校で導入した。パソコン教室が一方所では不足する状況が生じ、別途増設した学校が相当数あった。「生物工学基礎」では、規模や内容は各校さまざまであるが、クリンベンチ、クリーンルーム、人工気象室を備えたバイオテクノロジー実験室が整備された。細胞融合、組織培養、キノコの培養などに利用した。また、これらの設備を利用して「課題研究」における個人研究を発展させることが可能になった。

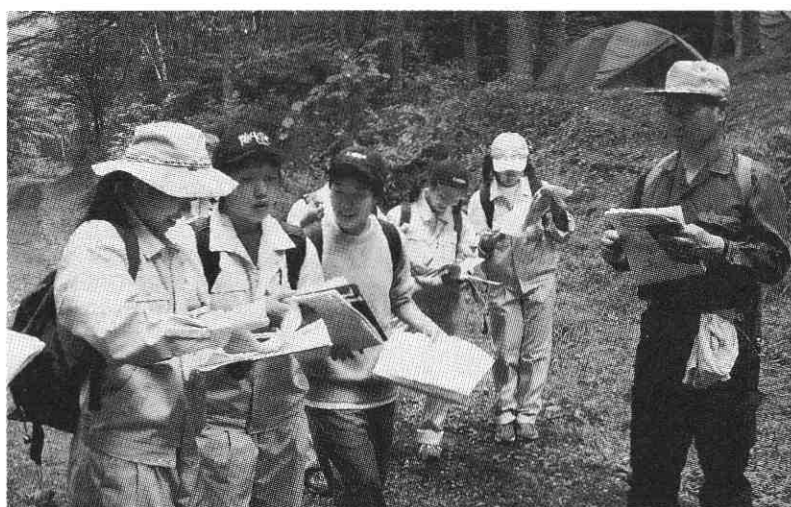
(2) ハイテクとローテクの混在

演習林においては、林内作業車、架線集材機、チェンソー、刈り払い機等の導入が進んだ。これに伴い、各学校において小型車両系建設機械、玉掛け、チェンソー、刈り払い機等の各種技術講習が進められた。生徒向けの講習に先立ち教員向けの技術講習会が都道府県の林業試験場やメーカー関連の団体等、外部の機関も利用して連日開かれた。一方、高性能林業機械の導入は資金面でのハードルが高く、林業高校が単独で導入することは困難であった。このため、「全国林研」では、林野庁林業機械化センター（群馬県）に全国の林業高校生を集め、夏季休業中に技術講習会を実施している。また、東京都の例では森林組合連合会所有のタワーヤード、プロセッサを借り受け、地元森林組合職員が講師になり、林業高校の演習林で実習を行った。東京都林務課が講師や資金面での援助を全面的に行い、林業後継者の育成事業として実施した。これらの例を見ると、林業高校は各県に一〜二校と数が少ない上、全国各地に散在しているため、学校同士相互の連携が困難である。各学校がそれぞれの地域で地元の林業家、森林組合、林務行政との連携を進め、地域が一体となって技術指導や林業後継者育成に取り組むことに苦心しているのが現状である。夏季休業期間等を利用して各種林業機械の技術講習を実施している状況ではあるが、施設設備の充実、安全面の配慮、講師への謝金等、クリアすべき問題が多い。その一方で、平常授業期間内では、下刈

り鎌、手鋸、鉋等の道具を使用した手作業による実習がかなりの部分を占めているのが現状であろう。

(3) 卒業生の進路の変化

先に過去四〇年間の進路状況を示したが、昭和三六年（一九六一年）には林業専業は一割に満たないものの、農業、公務員林業職・土木職、関連企業を合わせて五割を占めていた。しかし、



現在の林業高校卒業生は必ずしも林業に関係する進路を選んでいるわけではない。問題点を以下に整理して挙げておく。

- ・もともと林業専業の者は少ない。
- ・公務員は七〇年代以降減少を続けている。

- ・進学者が増加しているが、大学は変化が少なく専修学校の増加が顕著である。しかし、林業系の専修学校は皆無で、環境系の専修学校が最近増えている。
- ・フリーターの増加が社会問題化しているが、林業高校卒業者には少ない。キャリア教育の面での評価は注目するべきである。

(4) 進む統廃合

表2は我が国の高等学校数について農業・林業に関する学科を調べたものである。長野県や静岡県のように、林業に関する学科のみを設置し文字通りの林業専門の高校もあるが、多くの林業高校は農業高校の中の一つの学科として設置されている。昭和四一年（一九六六年）当時、全国には七八校の林業高校があり、そのうち七十七校の学科名は「林業科」であった。その後現在までの約三〇年間多少の増減はあったものの、平成一五年（二〇〇三年）に七十六校あることからみても、林業高校の数はほとんど変化していないことがわかる。「平成一六年版文部科学統計要覧」によると、昭和四〇年（一九六五年）に高等学校は四、八四九校あり、そのうち農業の課程は九三三あった。平成一五年（二〇〇三年）に高等学校は五、四五〇校あり、そのうち農業の課程は三七八である。この四〇

年余りの間に農業の課程数が六割減少する中で、林業の課程を設置する学校はほとんど変わらずにきている。この理由としては、第一に林業高校の数は各県一〜二校と数が少なく、この数の少なさから統廃合の対象にならなかったこと、第二に林業高校を希望する中学生の数も大きな変化が無く、増設することも無かったことが考えられる。近年、環境問題への関心の高まりが言われているにも関わらず、数こそ減りはしないものの、人々の関心を集め学科数や学校数の増加につなげていく程の高まりも見えてこないことが残念である。また、最近の統廃合では、各県一校から消えていく林業高校があることを看過できない。林業の専門高校から総合学科高校の資源・環境系系列への改編を行う動きが始まっている。

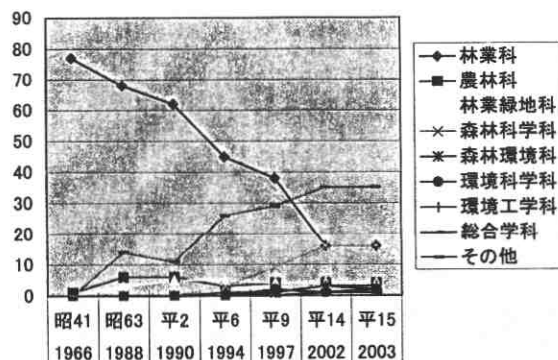
4 国民に受け入れられる森林・林業教育を目指して

(1) 環境教育の場としての役割

林業高校の教員同士で話す場では、環境教育が話題の中心になることはこれまであまり無かったように思われる。というのも、もともと林業教育では、現在の環境教育で中心的に扱われている「熱帯林の減少」、「砂漠化」、「地球温暖化」といった諸問題はすでに授業のどこかで教えてきたからである。現在は科目「環境科学基礎」のなかで、「酸性雨」の問題も含めて教えることで、森林・林業を取り巻く環境問題の学習が充実している。今後は、環境問題に関する実験・

表2 高等学校における森林・林業に関する学科数

	1966 昭41	1988 昭63	1990 平2	1994 平6	1997 平9	2002 平14	2003 平15
林業科	77	68	62	45	38	16	16
農林科	1	6	6	3	4	4	4
林業緑地科	0	3	5	5	4	4	4
森林科学科	0	0	0	3	9	16	16
森林環境科	0	0	0	0	1	3	2
環境科学科	0	0	0	0	2	1	2
環境工学科	0	0	0	1	1	3	3
総合学科	0	0	0	0	0	1	1
その他	0	14	11	26	29	35	35
学科数合計	78	91	84	83	88	83	83
学校数合計	78	84	81	78	77	76	76



実習をさらに充実させていく方向がさらに進むのではないかとと思われる。とりわけ、広大な演習林は環境教育の有効な場であり、木材生産機能だけではない、多くの優れた機能を発見する場として大いに期待される。

(2) バイオマス・ニッポン総合戦略と森林・林業教育

「バイオマス・ニッポン総合戦略」が示されて以来、国内の未利用バイオマスが注目されている。林業の分野では、各地で先進的な試みを実施されている。岩手県葛巻町を中心とする地域では、木質ペレット燃料の供給体制が整えられ、地元の公共施設を中心にペレットストーブやペレットボイラーによる熱利用が進んでいる。秋田県能代市では、製材工場の廃材を熱と電気に変換して利用するコージェネレーション施設が本格稼働している。これらの例のように、先進的な取組が報告される中、全国的に見れば、間伐材や製材廃材等の木質バイオマスは大半が未利用のままであり、今後この分野での発展が期待されている。木質バイオマスをエネルギー資源として利用していくことは、地域経済の活性化、廃棄物の有効利用、産業としての林業の復活といった目的に叶うものと思われる。今後、木質バイオマスの有効利用を押し進めていくためには、学校教育の場での普及と啓蒙が不可欠である。

現行の学習指導要領（平成一〇年度（一九九八年）改訂）では、農業に関する二つの科目でバイオマスが取り扱われている。科目「植物バ

イオテクノロジー」では、「バイオマス・エネルギーの利用」という項目において「バイオテクノロジーを活用して、セルロースなどの木材成分やもみがらなどの有機廃棄物を変換利用する技術を扱うこと。」としている。科目「林産加工」では、「木材の加工と利用」という項目において「バイオマスの変換法に関する知識を習得させ、バイオマスの変換利用の課題について理解させる。」としている。どちらの科目も、科目全体の中でバイオマスが取り扱われる分量はそう多くない。しかし、地域の森林資源の有効利用、それを学校教育の場で実践していくことから見ると、木質バイオマスは今後学校教育で学ぶ教材として有効であると思われる。我が国の森林資源は、長期にわたりほとんど未利用のまま量の拡大をつづけて来た。それゆえ、国内には持続的で循環の利用が可能なエネルギー資源は、潜在的には豊富に存在している。地域の森林から切り出された間伐材や製材廃材をエネルギー資源として利用していくことは、地域の環境問題を考える上での格好の教材になるであろう。学校教育において林業高校が率先して木質バイオマスの利用を推進していくことは、農業高校や林業高校で学ぶ生徒のみならず、環境問題を学ぶすべての生徒へのメッセージにもなるのである。

(3) まとめ

さて、ここまで林業高校の変遷を中心に述べてきたが、森林・林業に関する教育機関として真に国民に必要とされるものは何であるかを検

討し、まとめたい。

第一に林業高校の役割は、地域の森林・林業を維持管理する人材を育成するために、地域のセンターとしての機能が重要である。林業高校には森林と国民の生活をつなぐ機能が期待されている。それは高校生のみを教育の対象とするのではなく、地域の小中学生や社会人への公開を通して行われるべきである。

第二に普通科・総合学科等の高校においても森林・林業教育の一層の充実が必要である。すなわち、各校が森林・林業教育を導入し、裾野を広げることで循環型社会システム構築への理解を深めることができる。環境教育や消費者教育の生きた教材としての利用を今後はすすめていくべきである。

第三に近年森林を巡るエネルギー資源問題への関心が高まりを見せている。森林は「脱化石燃料」、「地球温暖化防止」のために、持続的で循環可能なエネルギー資源である。「バイオマス・ニッポン総合戦略」でも産業としての復活が期待されている。これを教育の場にも広めていくべきである。

第四に先の台風被害を見ても明らかな通り、森林整備を継続して行うことの重要性、森林を国民共通の財産として維持管理していくこと、それを次世代にも伝えていくべきであることに目を背けてはいけない。

再造林放棄地問題と今後の方向

川田 勲
(高知大学農学部教授)

一 四国地域における伐採跡地の造林未済地の実状

九州大学の塚教授を中心として進められた共同研究成果の「森林資源管理の社会化」(九州大学出版、二〇〇三年)は、全国的な伐採跡地の放置化が進んでいる実態を明らかにし、その対応として森林資源管理の社会化を提唱したものである。この研究での全国森林組合でのアンケート結果では、約六割の森林組合が管内での再造林放棄地の存在を認識している。戦後植林された一〇〇〇万haの森林が管理できない。また、伐採跡地がうまく再生産されないとすると、今後の持続的な森林経営や森林の持続的な活用にとって支障をきたすことが危惧される。

四国四県の一九九九年と二〇〇三年(三月現在)の造林未済地の実状をみると、徳島県では九九年の四八〇haが、〇三年には六五四haに増大、三年以上が非常に少ない(ただし徳島県では五年以上は、伐採跡地の放置林は天然林に編入)。また愛媛県では三年以上が対九九年比で

増大している。

伐採跡地の在村・不在村別所有者別では、各県とも不在村所有者が多いが、特に徳島の場合、外発型林業地域で村外の大山林所有者が多くその傾向が強い。ここでは高知県などの大手素材業者が林地を購入している事例が見られる。

高知県全体では、特に九九年の段階と比較して、〇三年には造林未済地面積が大幅に減少している。これは伐採活動の低迷か再造林の活性化を意味するがむしろ前者の意味合いが強い。ただし高知県の代表的林業地域の嶺北流域では造林未済地面積が大幅に減少しており県対比では、九九年には未済造林面積が二九%を占めていたものが、〇三年では一五%へと比率を下げている。この要因については以下の事例分析で明らかにされる(表参照)。

二〇〇三年度に高知県内の林業事業者へ、「どのような伐採形態をとっているのか」「伐採跡地はどのように扱っているのか」等のアンケート調査を行った。回答のあった七十八事業者を森林組合・会社・個人とに分け集計分析を行っ

四国各県における伐採跡地造林未済地面積の実態
(単位:ha)

		3年未満	3年以上	計	
				在村	不在村
高知県	1999年	267	260	528	
	2003年	105	204	309	202
嶺北流域	1999年	119	36	154	
	2003年	2	44	46	
徳島県	1999年	260	220	480	
	2003年	604	51	654	501
愛媛県	1999年	?	27		
	2003年	11	118	128	83
香川県	1999年	21	0	21	
	2003年	1	39	40	5

注:1 各県からの資料による。四捨五入による転載のため必ずしも合計は合わない。

2 ここでは転用目的以外の造林未済地面積である。

た。これによると馬路村森林組合などでははつきりと放置すると回答している。高知県東部に位置するこの地域は植林木に対する鹿害問題が深刻で、これが伐採跡地の再造林に大きな影響を与えている。また、会社等でも伐採跡地をすぐに再造林・植林するという回答もみられるが、

伐採するだけで跡地は再造林せず、販売または放置するという意見が強い。それに対して自伐林家等の場合は、比較的経営対象林として位置づけられており、植林するという回答が得られた。

二 大面積伐採と放置化問題

高知県の伊藤藤林業は、従業員一八名を雇用し年間約二万 m^2 近くの生産している大手の素材生産業者である。四国全域、特に高知県と徳島県を中心に生産活動を行っている。一九八〇年代までは国有林を中心に大口の山を購入していたが、国有林の資源の枯渇と供給減少の中で、民有林へと切り替えて行った。九〇年代までは、地込み購入の伐採跡地に自分で植林していたが、当時は立木価格も高く、それなりに採算も取れていたといわれる。しかし、近年では、安く買ったと思っていた山が、伐採時には木材価格がさらに下落するなど、採算が合わないという状況に陥っている。立木購入は土地込み購入という形をとっているが、最近では伐採跡地は裸地の状態で、仲介業者を通して販売している。

具体的には大面積となると五〇年の山といっても、全部が同林齢では無く幅があり中には三〇年生、或いは、五〇年・六〇年生という山もある。そのため採算の合う山だけを伐採し、林齢の低い林分は残し、跡地購入者へ販売するという形をとっている。

しかし大面積皆伐は作業道等の開設を伴うなど、いくつかの問題要素をはらんでいる。具体事例で見ると、伊藤林業は徳島県の海部町で、

約三二〇haを購入、その内約六〇%へ作業道を開設し伐採後、転売した。伐採後の〇三年五月の集中豪雨により、伐採地の土砂流出による河川の汚濁が問題となり、下流漁業関係者からクレームがでた。そのうち、農業関係の取水口が泥水になり、徳島県では大きな社会問題となった。この事件は不幸にも集中豪雨という不測の事態から起こったものであるが、生産性と効率性追求の大面積皆伐といった伐採施業のあり方に問題を引き起こす要因が内在していたことは否めない。また伐採跡地購入者からの聞取りによると、この伐採跡地は保安林に編入し、植林を進めるため県森林整備公社（八〇ha）との間で分収入契約が成立、残りの林地は一部補助造林という形で植林を進めたが、多くは放置されている。主要な要因として徳島県海部町では、鹿の被害がひどく植林木に対する鹿害への防止ネットが必要であるが、このネット代は補助対象外（経費ha当たり一〇〇万円）で設置は自ら行わなければならない。このことも含め、再造林は経費面でも不可能となっている。

三 高知県嶺北流域の実態

再造林問題は森林施業のあり方と深くかかわっている。森林所有者が立木の商品化をどのような形態で行うのか、立木はどのように取引され、伐採後、誰が植林するのかという、立木取引と素材生産、再造林のあり方が森林の再生産と循環低利用を考える上で重要である。

ここではこれらの問題を高知県嶺北流域の実態から検討する。吉野川の上流に位置する嶺北

流域は、大豊・本山・本川・土佐・大川の五カ町村からなっている。人口は約一万七千人で、高齢化が進んでいる。しかし一方で、森林そのものは成熟化し、高齢級の林分が増大している。現在、森林面積は民有林で八万七千haの内、人工林率は七六%と非常に高く、樹種的にはスギ主体の林業地域である。

年齢別をみると四〇年生以上の九輪級以上の森林が三三・三%と三分の一を占めており、高知県の中でも、かなり成熟した地域である。宮崎県の耳川流域とともに、一九九一年の森林法の改正とともに打ち出された流域管理システムのモデル地域として全国的に注目されたところである。

森林資源は着実に成長しており、森林状況等は全体として、素材生産段階へ入っていると考えられる。せっかく育てた森林資源が昔のように外部資本の収奪対象にならないように、地域資本の手によって活用されることが地域経済の活性化にとって重要である。素材生産量は国有林も含め、これまで一三〇〜一四〇万 m^3 あったが、二〇〇一年の段階で一六万 m^3 までに落ち込んでいる。現在の木材不況を反映したものであるが、嶺北流域は林業活動が活発で比較的生産量は維持されているといえよう。

生産形態も全体的に皆伐から間伐へと転換しており、これが先ほどの伐採跡地の造林未済地面積動向と深くかかわっている。嶺北流域で全国及び県対比において比較的再造林されている状況にある。その要因として、森林伐採施業の間伐作業へのシフト化と、自伐林家の活躍や素

材生産業者の再造林への取組みなど、注目される動きがみられる。これらの事例分析を通して流域としての再造林のあり方を検討する。

(1) 大山林会社有林—中江産業㈱の事例—

中江産業は元々鉱山開発を元手に山林を集積、全国に約六五〇〇haを、うち高知県と徳島県に四五〇〇ha所有している。土佐町に山林事務所（山林部）と土場を有し林業経営を展開している。これまで六〇年生を伐期に年間六〇ha、約二〇〇〇m³伐採の輪伐方式でやってきた。現在も二〇〇〇m³の生産体制を維持しているが、一九九〇年代に入ってから間伐方式を導入、これが今日、年間一〇〇〇〇m³を占めるなど間伐産業へと経営方針を切り替えてきている。

中江産業㈱では、間伐・皆伐も全て請負業者に委託しているが、請負業者の再編も見られ、今日では伐出請負専門の第三セクターの「㈱とされいほく」が高性能林業機械を軸に、間伐を請負うなど重要な役割を果たしている。

一方、販売についてはこれまで自社の土場で独自の販売を行ってきたが、今日では地元原木売市場の嶺北木材（協）と提携し地場浜を活用した委託販売方式を取っている。皆伐による伐採跡地での再造林をはじめ森林管理は請負形態での専属的雇用者によって行っている。中江産業の間伐産業への転換は長伐期産業への転換と造林コストの引き下げを目的としており、間伐産業体制を支える請負事業体である「㈱とされいほく」の存在とその意義は大きい。

(2) 素材生産業者—大豊町の吉川林業㈱の事例—
大豊町の吉川林業は従業員二名（ほか臨時雇

用）で社長・息子の家族労働を軸とした経営で、年間五〇〇〇m³の生産を行っている。高性能機械を軸に高い生産性を確保している。吉川林業では土地込立木購入が多く、主として仲介業を通して購入してきた。購入先の特徴をみると、地域内の森林で村外・地域外所有者の森林が多い。伐採跡地は年間就労の確保の意味もあり社員労働で植林を行うが、資金的事情等もあり大半は植林後販売している。その場合できるだけ隣接の山林所有者に販売している。林業に関心を持つ所有者は隣接林地を購入することにより大型団地化など林業基盤の強化に結びつくことになる。村外所有者の森林を購入伐採し植林後、地域の隣接所有者に販売するという行為は、結果的に林地の村外所有者から村内あるいは地域内所有者へと林地再編を伴うという意味で注目される。

(3) 自伐林家—土佐町の筒井氏の事例—

嶺北流域には、一人親方的素材生産業者を含め山林所有者自ら伐採を行う自伐林家といわれる生産者層がいる。生産規模は小さいが約九〇名存在し一定の生産規模を維持している。彼らの多くは林研グループに所属し研究活動も行っている。嶺北流域には嶺北木材協（協）や県森連嶺北共販所などの市売市場が存在し、小口の販売も受け入れる流通体制が確立している。このことが、自伐林家の存在を許し、支えている。

土佐町で自伐生産を行っている筒井氏は二五haの森林を所有している。二〇年も前から専業林家として山を管理し、作業道は二〇〇m/haに達し、一〇年間で一七〇〇m³程度自力で伐採

してきた。すでに保育段階は終わり、伐採する木がなくなったので、伐る量を減らし、ha当たり二〇〇本程度にして複層林に誘導する産業へ切り替えた。自伐林家の中で、すでに森林ができ上がった状態になった後、その森林をどう活用するかが問題になるが、彼は木材加工の方へ生き方を求めている。このような林家が地域的に層をなし、森林経営・管理に深く関って展開していくことが、地域の林業を守る上でとりわけ重要である。

(4) 施業の団地化

個別林家の中には林業意欲を喪失した林家も見られるが、森林そのものは成長し間伐など資源管理の維持が求められている。現在各地で施業の団地化が進められているが、これは所有の小規模性をロット化（団地化）し、間伐など森林管理を森林所有者に代わって行うもので、森林資源管理の社会化の一環として注目される。土佐町の毛田団地では土佐町森林組合によって団地施業が進められた。ここでは三〇名の森林所有者八〇haを施業団地として、H型集材の間伐作業をやってきた。二〇〇〇年の段階では一人当たりの生産性は四八m³/日だったが、作業の効率化と強度間伐により二〇〇一年から二〇〇二年に渡って、生産性は約六m³と飛躍的に向上し、補助金等も含めてではあるが森林所有者への還元を行った。

また第三セクターの「㈱とされいほく」は伐出請負専門会社として一九九一年に設立、木材不況下で赤字経営を余儀なくされたが、ここ二〜三年は安定した経営へと切り替わっている。

生産量も一七〇〇〇[㎡]に達し、先の中江産業の間伐請負を始め森林所有者対象の団地化など積極的な経営に取り組んでいる。特に注目したいのは生産量の内、ほとんどが間伐材であるということである。多様な生産技術を組み合わせ、間伐においても高い生産性を確保し、現在では間伐施業において一日一人平均五・八六[㎡]の生産性を達成している。経営を担う半田氏は豊かな森林の創造による「公益的機能の維持増進」、「林業収益の還元」、「地域林業の振興」を基本理念として森林の持続的経営にとって間伐ペースの森林施業が重要であるとの基本認識のもとにそれを実行している。

(5) 嶺北流域の特徴

嶺北流域の立木取引と素材生産の構造を山林所有者と素材生産業者などとの関係で見ると、大山林所有者は間伐施業へと経営方式を切り替える一方で、小規模零細所有林に対しては団地共同施業への取組みを進め、一定規模の山林所有者は自伐林家として間伐などの生産を行うなど森林・林業関連主体が自分たちの役割を相互に演じながら、素材生産・再造林といった再生産構造を確立しつつあるといえる。いずれにしても作業道の開設、高性能機械の導入など生産性の確保と同時にそれを可能とするための生産のロット化がその取組みに欠かせない。

四 伐採跡地の放棄問題と間伐主軸の施業体系へ

最後に伐採跡地を巡る問題点とあるべき方向

性を指摘しておこう。問題点として第一に伐採跡地放置による森林再生問題である。大面積皆伐による汚濁問題も指摘したが、問題は森林再生問題である。伐採後、放置しても森林が再生するならば針葉樹であろうと、広葉樹であろうと、いいのではないかという意見も有るが、公益的視点からはともかく経営的な視点からみると、天然更新による経済林の再生は困難といえる。また地球温暖化問題で、京都議定書等でわが国森林の温暖化ガス吸収で三・九%が認められているが、伐採跡地が放置化されている森林も適応できるのかという問題もある。そういう意味で地球温暖化と同時に、日本の経済問題としても再生産問題は解決していかなければならない課題である。

第二に、林業生産基盤の後退という問題である。現在伐採しているのは、わが国の森林地帯でも優良林地である。伐採跡地の再造林放棄は、個別経営にとってひいては流域として、生産流通システムの崩壊に結びつき山村及び地域経済に大きなダメージを与えることになる。

今後の方向として、以下の方向が検討されるべきである。今日確かに、立木価格の低迷で再造林によって採算が取れる状況には無い。まして鹿などの植林被害が再造林コストの上昇といった再造林問題を一層助長している。そのため、伐採跡地放置への対応はどう考えればよいのかという問題であるが、嶺北流域にその一端が見られるように、基本的には山林所有の規模を問わず、皆伐方式から長伐期化による間伐施業方

式へと転換し、間伐施業主軸の地域林業を目指すべきである。そのためには高性能機械対応の小規模零細所有者の集団共同化と作業道等の基盤整備と作業のロット化・供給の安定化を図るべきである。大規模所有者も含め、間伐施業を軸とした生産体系へ、森林の管理を持っていかなければならないのではないだろうか。

高知県では現在「森の工場」構想に取り組んでいる。これまでの総花的な森林管理から拠点型の森林管理、すなわち高知県のゾーニングによる資源循環利用林と水土保全林(活用型：高知県独自の分類)を対象に小流域ごとに団地化(一団地七五〇ha程度、全体で一二万ha)し、この団地に集中優先投資し、循環型の持続的な経営を行おうというものである。現在規模の素材生産量はこの「森の工場」から生産するという構想である。当然施業システムは長伐期化を根底に多段階間伐を軸に展開する。面的な森林管理といった視点からは問題もあるが、今日の木材不況と森林所有者の進む経営放棄の中で、持続的森林管理経営を進めるためには拠点化型の団地化施策は有効な方法と考える。

注 嶺北流域の実態については川田勲「第五章

二節 高知県嶺北流域―目立つ地込み立木取引―(塚正紘編著『森林資源管理の社会化』九州大学出版会二〇〇三年)に詳しく分析されているので参照されたい。

途上国における森林ボランティアを考える

(財) オイスカを事例として

佐藤 孝吉

(東京農業大学)

I はじめに

途上国へ行き汗水たらして木を植える。海外への植林ツアーに参加すると、ユニークでパワフルな日本人と出会うことが多い。彼らの原動力はどこにあるのだろうかと思う。植林活動の目的は、森林保全活動を通じて国際協力に貢献することであるが、個々の参加目的は、地球環境保全への貢献を考えた献身的な場合もあれば、活動を通じて異文化体験をしたいなど自分のために参加する場合もあり様々である。

このような活動は、主としてNGO (Non-Governmental Organization) により実施されている。NGOは、政府と独立して活動している団体に対して広く使われているが、もともとは、国連が国連憲章の中で、各国政府以外の民間団体と国連機関との協力関係を定めた中で用いられたもので、世界で二、五三一団体(二

〇〇四年七月現在)が登録されている。国際協力NGOダイレクトリー(JANIC, 二〇〇四)によれば、掲載されている二二九のNGO団体のうち、植林活動をしている団体は、約四分の一にあたる六一(二六・六%)であり、さらに植林活動や森林保全活動を主な活動としている団体は、二三(一〇・〇%)と比較的多いといえる。NGOの特徴は、迅速性、地域密着性、適応力が大きいことなどであり、活動の規模や目的がそれぞれ異なることから、多種で多様である。

本稿では、こうしたNGOが実施する森林ボランティア活動について考えてみたい。

II (財) オイスカと植林活動

(財)オイスカは、NGOの中でも農村開発の先駆けで、比較的規模の大きい活動を展開してきている。外務、通産、労働、農林4省の認

可を受けているなど行政との関連が強く、国連や国際金融機関との共催事業など幅広い活動を行ってきた。その活動実績は、例えば、技術協力として一四カ国に二、三二二名の派遣をしていることや国内で三〇カ国七、六〇九名の研修生受け入れ、国外の研修生も合わせると二万人を超えている。環境保護活動としては、植林ボランティアを累計で一三カ国二〇、八三六名派遣し、二五カ国で二、四五九万本の苗木を八、一四八ヘクタールに植林してきた。

オイスカの植林活動は、一九八〇年から始まった「苗木一本の国際協力」の具体的な事業として実施されてきた「植林フォーラム」、一九八四年から技術協力や研修事業を伴う「植林関連プロジェクト」、そして、一九九一年より実施されている山村の学校に対する環境教育を目的とした「子供の森」計画」に3分できる。

ボランティア活動に関連して説明すると、植

林フォーラムにおいては、一週間から十日間の植林ツアーで、県や州、市や町、それらの自治体がカウンターパートになり、広域の人々を対象とした植林活動が展開する。植林だけでなく、そのセレモニー、現地の人々との交流会や時には文化施設などの観光も含まれている。次に、植林プロジェクトへのボランティア活動の場合、数年間滞在し、技術指導や研修業務を担当することである。技術的な側面はもちろんのこと、異なる気候、生活習慣、言語の中で活動は、大きなやりがいはあるが、精神的、肉体的な強さが必要である。その中間的な位置づけとして、一ヶ月間の植林ボランティア活動がある。「子供の森」計画は、基本的に学校の教員、児童、住民の中で協力し、計画実施することから、オイスカの役割は、彼らの活動の調整やサポート役である。

これらの活動は、独立して実施する場合は少なく、例えば、植林プロジェクトの指導員が調整しながら植林フォーラムを「子供の森」計画の場所で開催し、一緒に実施する場合があるように、関連づけられた活動が行われている。植林フォーラムの場合は、比較的多人数で植栽面積が大きいことから、植栽場所の準備、植栽用の苗木など植林活動にかかわることだけでなく、イベントの準備、宿泊、食事、トイレ、怪我や病気の対応、交通手段のチェックなど日本人参加者への対応、さらに植栽方法の説明や指導の方法など様々な側面からきめの細かい十分な準備を行わなければならない。さらに、植栽

後の管理についても担当や方法などを計画しなければならぬ場合がある。植林プロジェクトにおいては、森林造成あるいは研修事業に重点がおかれている。そして、植栽木の管理や活用、植林活動の意義、樹種、植栽方法の他、地元産業である農業、畜産、養蚕なども含んだ多岐の事業に渡っている場合が多いことも注目すべき点である。

植林フォーラムでは、多人数の参加の特徴を生かした環境問題に対する注目を集めるのに効果的であるが、短期間で実施することから活動の準備や植林時に労力がかかるデメリットがある。植林プロジェクトではより地域に密着した森林造成や保育、利用、他産業とのつながりを考慮し、森林の生産的、公益的な機能の発揮を目標としているが、継続した活動のためには、当初の資金が必要である。

最近の動向としては、オイスカで研修を受けた地元地域の人材が担い手として成長したことや委託事業が少なくなってきたこと、長期的なボランティアの派遣が少なくなっているのが現状である。そして、森林ボランティアは方向性を示唆したり、調整や報告といったコーディネーター的な役割になりつつあるようである。その一方で、体力のある若者だけでなく比較的年輩者が長年の経験を基にした地道な活動を行うことが多くなってきている。そして、植林プロジェクトのように、開始当初に多くの資金を必要とする場合は、ODAや他機関からの資金的な補助が無くては実施が不可能となってきているし、

「子供の森」計画の継続した資金支援がなかなか理解されなくなってきた。一方、最近の傾向としては、企業による環境保全活動に対し、短期間のオイスカが植林フォーラムの手法を活かしたり、技術の提供をすることや、大学院生などの調査研究の場として提供するなど新たな



プロジェクト開始当時（一九八五年）に小学生だった子供達は、二〇〇一年には子供連れで会うことになった。

植林活動の形態が展開しつつあるようである。

III 植林活動の意義と効果

植林の結果として、どのような樹種の苗木を何本植林した。植林面積は何ヘクタールであった。参加者は何人であったなどのデータ集計や



地域住民による自主的な植林活動が展開している。

報告は容易なことかも知れない。しかし、これらの森林ボランティア活動が、どのように森林保全活動に貢献するのか。日本人の訪問が地域住民の生活にどの様に影響するのかについては、あまり調査されていないし、知られていないのが現状である。海外への森林ボランティア活動の評価の難しさは、植林活動の効果が、参加者にも地域住民にも、さらに実施者にとってもすぐに、しかもはっきりと理解しにくい点にある。植栽した樹木が成長し、森林を造成するためには、少なくとも数十年の長い年月が必要となり、苗木を植栽すれば完了というわけではない。

私は、オイスカの植林プロジェクト地であるフィリピンの山村に一九八四年以来何度となく訪れ、NGO活動の地域住民に対する役割を研究してきた。この二〇余年間、プロジェクト期間に限らず、多くのボランティアが植林や育林を目的として当地を訪れた。時代の変化とともに、当時の小学生だった子供達は、数人の子供を抱える親となっている。一面草原であったプロジェクト内は森林化した。地域住民が個々に植栽した樹木は大きくなり、収穫され住宅構造物や家具、薪として利用されたり、町の製材業者へと販売され新たな産業として発達してきたりしている。同時に、住民による自主的な植林活動が拡大しつつある。

NGOの植林活動が活発に行われはじめた一九八〇年代は、途上国の森林保全政策が、産業造林事業から地域住民を対象にした社会林業（地域住民による地域住民のための林業活動）

へと転換してきた時期でもある。このような植林活動にかかる人件費や普及活動をコスト計算してしまうと社会林業は、高価な造林といえるが、NGOの柔軟で多くの人が参加交流する活動には有効であると考えられる。

地域住民とオイスカが当地にそいできた努力により森林は造成され、樹木を植林する活動から利用する活動へと転換しつつある。このような事例を他の地域に活かすためには、これをどのように評価し、活かしていくのが大切である。

植林を森林造成という結果としてとらえるだけでなく、普及、指導、参加などの貴重な無数のテクニックが蓄積されていると考えられる。オイスカは植林活動を主体的に実施する以前に、約二〇年間地道な農業開発を行ってきた。その中で、地域住民の持続的な生活のためには森林保全が欠かせないという結論から植林活動を展開してきた。確かに、資金の運用や効果などの面からNGOのコーディネータ的な要素は必要であるが、現地のために何ができるのか。貢献できるのかといった住民に密着した活動は継続して欲しい。

IV まとめにかえて

現在においてなお、考えさせられることは、造成した森林の方向性がいかにあるべきなのかである。例えば、戦後、わが国の人工林面積は飛躍的に拡大したが、外材や人件費の高騰のため、国産材が利用されなくなったために、管理

が行き届かなくなり問題となっているのが現状である。現在行われているような単一樹種の造林は、経済的な効率性は高いが、林産物の需要や経済価値が変わった場合や病虫害への対応などすぐにできないのが森林である。確かに、草原化した土地を早急に森林化したり、火入れを管理するためには早成樹の植林は必要不可欠であったかも知れない。しかしながら、もともと熱帯雨林は非常に多様性に富んだ森林であるし、林産物を定期的に資源循環させていくだけでなく、将来の持続的な利用方法や公益的な機能を充分発揮できるような森林へと導くための目標を定める時期に来ていると考えるのである。そして、最終的には森林資源の持続可能な利用を目的とした森林経営という大局のなかで、ヒトと森林との関係をどのように構築するかが大切であって、その為には、長期的な視点も継続した活動が不可欠なのである。

このような視点から大切なことは、植林活動を継続することで相互理解が深まることである。オイスカの植林フォーラムの中には、タイ国スリン県のように二〇年以上継続して実施している活動もある。森林が造成され、いつの間にか、森林保全へとながかり、地域社会の安定した生活へとつながるように、目先の結果だけにとらわれず、大きな視野で海外での森林ボランティア活動を考える必要がある。

国民森林会議の主な動き

(二〇〇四年九月以降)

◇九月四日(土)

公開講座

講師 志賀 和人氏

テーマ 「新しい森林・林業と担い手」
現代の森林管理と現場技術者の役割

―スイスのフェルスターと日本の林業労働者の比較から―

時間 一〇時三〇分～一二時

場所 全林野会館

第三回特別委員会

時間 一二時三〇分～一四時

場所 全林野会館

第一一四回常任幹事会

時間 一四時～一六時

◇九月二日(火)

第三回 提言委員会

時間 一三時三〇分～一七時

場所 林野庁会議室

◇一〇月一日

「国民と森林」九〇号秋季号発刊

◇一〇月二九日(金)

第四回提言委員会

時間 一三時三〇分～一七時

場所 林野庁会議室

◇一月二日(月)

事務局打合せ

一三時三〇分～一五時

◇二月一日(土)

公開講座

講師 杉山 要氏

テーマ 「新しい森林・林業の担い手」

時間 一〇時三〇分～一二時

場所 全林野会館

第四回特別委員会

時間 一二時三〇分～一四時

場所 全林野会館

第一一五回常任幹事会

時間 一四時～一八時

場所 全林野会館

◇二月二〇日(月)

第五回提言委員会

時間 一三時三〇分～一七時

場所 林野庁会議室

石見 尚 野村かつ子著

「WTO—シアトル以後」 下からのグローバリゼーション

田中 茂

(国民森林会議常任幹事)

林業では、アメリカ占領下の昭和二十六年に早くも原木の関税が唐木等を除いて無税となったこともあって、農業とくらべて貿易問題について話題になることが少ない。戦後世界大戦への反省から、自由貿易体制を築こうとして、ガットと略称される関税と貿易に関する一般協定ができ、日本は一九五五年に加盟し、六四年にラワン加工材の輸入自由化、六六年に木材の完全自由化をきめている。その後、非関税障壁の問題に関連して、環境・労働・人権と貿易の問題、南と北の貿易と開発をめぐる政策対立、等の運営問題がウルグアイ・ラウンドで続出した。合意が最も進展した農業交渉の分野では、関税の追加的引き下げの交渉は、九五年に発足したWTOに持ち越された。以下の叙述は石見・野村両氏の今回の著書によるが、ここで両氏の略歴とこれまでの著書にみる発言の一部を紹介しよう。

石見氏は「土地所有の経済法則」(一九六六未来社)で、「土地所有を最終的に揚棄するの

は協同組合的生産様式である」と述べており、また「協同組合論の系譜」(昭和四三年家の光協会)では、「協同組合は矛盾した産物である。永久に未完成な複合体である。……とらえどころのない未完の神器」といった叙述に、夢と勇気を覚えたものである。石見氏は近著の「第四世代の協同組合論」(二〇〇二年創社)まで、海外をふくめ協同組合について多くの著編訳書がある。また石見氏には農村開発プランナーが略歴にくわえられているが、私も行を共にしたインドの他、キューバ、アメリカと海外にもおよんでいる。本書にもその記述がみられる。石見氏の経済学についての関心の広さをしめすものとして、中村尚司氏らとの共訳で出されたポール・エキンズの「生命系の経済学」(八七年御茶ノ水書房)と、森田邦彦氏との共訳ジェームス・ロバートソンの「二一世紀の経済システム展望」(九九年日本経済評論社)がある。ともに「スモール・イズ・ビュウティフル」で知られるシューマッハの流れをくむもので、後

出の「展望」のなかで、「現在の経済のグローバル化は、多国籍企業と国際通貨基金のような世界機関の同盟によって推進されており、我慢ならないほどひどいものである。」と述べられており、今回の石見・野村両氏のWTOに関する著書は、その路線にそった内容になっている。ここで野村かつ子さんを紹介せねばならない。石見氏が野村さんと共著の本書を出すきっかけは、社会運動研究センターの月刊紙「社会運動」に野村さんが寄稿した論文と訳文を、テーマWTOに絞って選択要約し、石見氏が全体を書き下ろしてできたものである。野村さんは戦前、江東消費組合にはいり、戦後は日本協同組合同盟に参加し、四九年には日本婦人有権者同盟に参加する。五九年には総評主婦の会全国オルグとして入り、翌年三池闘争が始まり、ここでの活動をつうじて、人間革命を経験する。七〇年に二度目の渡米をし、国際的な消費者運動の存在を知り、七五年に海外市民活動情報センターを設立し、消費者運動に全力をそそぎ、九〇年

には市川房枝基金援助賞を、その後も多くの賞をうけている。野村さんの失意転生の人生のなかで書かれた文章が、野村かつ子著、石見尚編「わたしの消費者運動」(二〇〇三年緑風社出版)となって出され、その延長として表記の共著となったようである。

ここで表記の本書の内容紹介に移ろう。第一章「WTOの予想された行き詰まり」では、ガット、ウルグアイ・ラウンドにおいて、合意が最も進展した分野として農業交渉を例としてとりあげ、関税の追加的引き下げがWTOにもちこざれていることをあげる。また世界最大の食糧輸入国である日本からの提案として、各国の品目別自給率の向上と輸出国の過剰生産をどうバランスさせるかを輸入国の立場から提起したことを評価する。アメリカは六〇年代から、トウモロコシ、小麦などの輸出拡大で国際収支を改善しようと七四年に日本に牛肉、オレンジの自由化の約束を取り付け、七〇年代にアメリカの農産物輸出は六倍近く増大した。八〇年代にはいると、輸出農産物の主産地では、化学肥料や農薬の多用、地下水の汲み上げによって地力の低下が現れてきた。そこで農民団体や消費者団体、環境団体の粘り強い運動があって、有機農業の研究と普及にとりくむことを義務づける「一九八五年農業法」が可決されている。

第二章「なんのためのWTOか」では農業交渉の背景をあきらかにすることに力点を置いている。1「産軍複合体国家がゆがめた農業構造」では、アメリカの農業が一九五〇年代から

冷戦時代の食糧戦略に利用され、穀物を中心にした輸作物に特化したいびつな構造になったことにふれる。そしてガットに続くWTOは、一九八九年のソ連社会主義圏の崩壊後、アメリカのネオ・リベラリズム派の新たな世界食糧戦略の場になっているという。

またネオ・リベラル派の特徴として国内政策では福祉の縮小、民営化路線強化、規制緩和、競争原理の導入を、対外政策では市場の海外への拡大をあげ、WTOの役割はここにあるという。ついで、2「アメリカの心のふるさと―農業・農村の点描」は、アメリカをたづねたことがないものにとって、わかり易い読み物になっている。五大湖地方からミシシッピ川の西の中西部はアメリカの穀倉地帯で、四〇〇〜六〇〇、一〇〇〇haという中大規模の農場がみられるが、機械化、化学肥料、農薬の使用で土壌の劣化、流亡がすすみ、土壌浸食が深刻な問題になっている例が紹介されている。3「貿易自由化の推進者たち」では日本農民の敵はアメリカ農民ではなく、アメリカの精米業者、製粉業者、アグリビジネス(農業関連産業)であることを明らかにする。その背景にあるのは多国籍企業であり、穀物取引の世界的大企業名、外国に事業拠点をもち多国籍化している日本の企業名もあげられている。穀物取引で最大の企業はカーギル社で、第二位のコンチネンタル社(ともに米)とあわせて世界の穀物取引の五〇%を支配している。また世界には一九九八年には一五〇〇社の種苗企業があったが、そのうちの二四社で種

苗市場の五〇%を支配しているなど多くの例が紹介されている。

第三章「閣僚会議―そして「緑のグループ」と南の反乱」一九九六年にWTO第一回閣僚会議が開催されたが、その後の閣僚会議は波乱にみちたものになった。第一回会議はすでに多国籍貿易への発展途上国の参加、貧しい後発途上国(一人当たり所得が一〇ドル以下、識字率二〇%、工業化率一〇%以下)をもWTOへ加盟させようとし、WTOへの参加国は一〇〇をこえるようになった。また反面、アメリカは貿易交渉において、同国の通商法三〇一条による一方的な制裁を用いることにたいして、WTOではEUやその他の国がアメリカのその手を封鎖することができるようになったことをあげねばならない。

しかし一九九九年のシャトルにおける第三回閣僚会議になると、会議は難航し宣言を出せず閉幕する。すなわち初日の早朝から、環境保護団体や人権団体、労働組合などのデモ隊三万五千人が会場のホテルを「人間の鎖」でとりまき、各国代表はホテルに閉じこもったままであった。二日目から会議は正常にもどったが、会議は難航した。分科会ごとの論点をみると、1「農業」では日本とEUなど農業の多面的機能を重視する国と、農産物輸出国(米、オーストラリア、カナダ等)の主張が調整できず、再会されないままになっている。2「ダンピング防止措置」を交渉項目とすることにアメリカが反発し、意見の収斂ができず3「投資ルール」で

はインド、パキスタン等の途上国は交渉を示し、
んする表現は一切受け入れられないと収斂をみ
ず。4貿易と労働ではアメリカはこの件につい
ての作業部会の発足を主張し、途上国が強く反
撥。以上のようにこの会合は全てのプロセスを
「凍結」とするという異例な形で終了する。本書
では「深い対立を抱えたまま閉幕」という標題
をかかげざるをえなかった。本書で著者は公式
の交渉経過とともに、WTOに反対する発展途
上国や先進工業国の市民運動グループの運動と
主張を紹介し、シャトル事件は発展途上国のN
GO、労働組合、環境、人権、宗教などの多種
多様な運動が、反WTOに結集した非暴力、不
服従の抗議運動であったとし、シャトルがひと
つの分水嶺となったという意見を紹介している。

第四章「ポストWTOの経済原理と実現方
策」では、第三章で登場した対抗運動を世界市
民による「下からのグローバリゼーション」と
よび、世界史に記録すべき新しい現象といっ
ている。「はしがき」で著者は、多国籍企業と少
数の巨大国家の政府が主導する新自由主義の原
理は、早晚転換せざるをえず、代わって登場す
るのは、北と南が共存する貿易と開発の原理で
あるという。また著者は世界をシステムとして
みれば、開放システム（市場経済）と閉鎖シス
テム（共同体）から構成されているという。ま
たグローバリゼーションの時代には、地球的規
模の市民社会がコモンスの役割をはたし、新し
い閉鎖社会の原理が復権しなければならぬと
もいう。最後に協同組合理型市民社会における

際的確直方式を提言している。本書を読み五〇
年来の知己である石見氏は八〇歳に近く、雑誌
「社会運動」の読者として存知あげていた野村
さんが九〇歳台半ばというご高齢にもかかわらず、
このようなみずみずしい著作をだされたこ
とに敬意と驚きを感じる。

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この3カ月〉

8～10月

◆接ぎ木で外来種の種子飛散防ぐ
〔日本経済新聞 8月6日〕

下部は酸性土壌に強い遺伝子組み換え樹木、上部は天然樹木。王子製紙は接ぎ木をして、こんな樹木を作ること成功した。できた種子は天然のものになる。従来の遺伝子組み換え樹木は種子の飛散で生態系に影響を及ぼすとの指摘が出ていたが、新技術はその問題を回避できるとみられる。

外部と遮断した屋内の温室で効果を確認したが、今年中に普通の屋内温室で実験して再確認する。酸性土壌でも栄養分を十分に吸収できるようにしたユーカリの木を切り、天然のユーカリを接ぎ木した。実験では遺伝子操作した下部のユーカリから、天然のユーカリへ遺伝子が移動しないことを確認した。ユーカリの種子は天然のものとなる。

酸性土壌は世界の三分の一を占める。王子製紙によると、ペトナムなどの気候はユーカリの生育に適しているが、土壌が酸性のため生育が遅くなることがある。新技術を実用化できれば、酸性土壌でのユーカリの植林事業ができるようになるうえ、遺伝子組み換えに伴う生態系影響の問題を回避できる可能性がある。

◆全国56カ所 森づくり支援
〔産経新聞 8月22日〕

都市緑化基金は、基金の会長でもある高原慶一郎ユニ・チャーム会長から提供された五十億円をもとに新たな緑化支援事業をスタートさせる。

ユニ・チャーム創業者の高原氏は昨年、基金の会長に就任。「日本人の心の豊かさを保つには緑がいい」として寄付を申し出た。基金で利用方法を検討した結果、「高原基金の森」支援事業を始めることにした。

この事業は自治体による森（緑地）づくりを支援するもので、平成三十年度までに全国五十六カ所

で地域特性を生かした森づくりに助成をする。今年度は五カ所、総額一億七千五百万円を予定。十月二十九日まで募集して、支援先を決める。

◆住宅の地震被害軽減へ指針
〔時事通信 9月16日〕

内閣は、大規模地震による住宅の倒壊から人命を守るため、行政や居住者、建築士・生産者らが取り組むべき被害軽減方策の方向性を示した「住宅における地震被害軽減に関する指針」をまとめた。自治体が住宅耐震化の政策を立案する際に役立ててもらおうほか、居住者らの主体的な取り組みを促すのが狙い。

指針は被害軽減に向けた方策として①住宅の耐震性の確保②居住空間の安全の確保③住宅からの避難救助における対、応の三つの方向性を示した。

また、耐震改修実施の有無にかかわらず、すべての住宅で行うべき対策として、▽家具の固定▽ガラスの飛散防止のためのフィルム使用▽家具が倒れてこない場所で就寝するなどの工夫・を挙げた。地震発生後に住宅から安全に脱出できるような家具の置き場所を工夫することや、がれきの下敷きになった場合に備え、自分の居場所を知らせることができる笛などの器具を準備するなどの方策も示した。

◆ノーベル平和賞にマータイ氏
〔毎日新聞 10月9日〕

ノルウェーのノーベル平和賞委員会は八日、二〇〇四年のノーベル平和賞をケニアの副環境相で環境保護活動家の女性、ワンガリー・マータイさんに送ると発表した。マータイさんはアフリカ各地に三千万本以上を植林したグリーンベルト運動の創設者で、地球環境保護への貢献が評価された。同委員会は近年、平和賞の大賞を環境分野などにも拡大する姿勢を示していた。環境分野、アフリカ人女性の平和賞受賞はともに初めて。

ノーベル賞委は「マータイさんの進めてきた森林保護は地球の生活環境をよりよくしていくために不可欠だ」と強調。ミエス同委員長は「地球上の平和は我々が安全な生活環境を維持できるかどうか

にかかっている」と授賞理由を説明し、マータイさんのケニアの経済開発、民主化への寄与などもたえた。

マータイさんはノルウェーのラジオに「多くの戦争は、天然資源をめぐって引き起こされる。天然資源を守るために我々は平和の種をまいているのです」と語った。アフリカ人の平和賞受賞はこれまでマンデラ前南ア大統領、アナン国連事務総長らがありマータイさんで七人目。

◆「里において」と誘う農山村
『読売新聞 10月16日（寄稿・青井俊樹岩手大学教授）』

今年の夏以降、全国各地でクマ出没騒ぎが続発している。それに伴い人が襲われる事故を含む被害も多発している。

この現象を、夏の暑さや度重なる台風襲来による木の実の落下などを主な原因とする今年に限った異常な出来事のようにとらえる報道もしばしば見受けられる。しかし実態や原因はそのような単発的かつ単純なものとは考えにくい。事態をより真摯に受け止め、今後の被害減少に向けて何をすべきなのかを真剣に考える時期にきていると思う。

今年の特徴は、主に北陸地方での被害多発が報道されていることであろう。確かに北陸では、例年になく被害が発生している。

しかし被害の多発は、実は最近北陸だけに限ったことではない。私の住む岩手県でも人身事故は増加している。今年も十四日現在で十一人が被害に遭っており、北陸地方に匹敵するほどである。ただ最近では毎年のように多発しているため、ニュースにならないだけのことである。

一九九五年から今年までの十年間、人身事故による被害者数は、年平均で十一・三人だ。それ以前の十年間は平均七・三人であるから、五割以上も増えたことになる。こういった現象は、単純にその年の異常気象などだけに原因を求められないのは明らかである。原因はもっと複雑かつ根深いはずだ。

原因の一つは、日本の森林・林業のあり方にあると考えられる。わが国は、荒れた国土に一刻も早く豊かな緑を取り戻すため、戦後、営々として苗木を植栽して人工林を作り上げてきた。しかし、近年は安い輸入木材に押されて、林業は衰退する一途で、国内に十分な木材資源があるにもかかわらず自給率はわずか一八%前後という有

り様である。

そのため広大な面積に植えたスギ、ヒノキなどの単一樹種からなる人工林が、間伐されることなく放置されて久しい。その結果、林床に光が届かず野生動物の食物となる草や灌木類の茂らない、真暗な森林が増加する一方である。つまり森はたくさんあっても、動物たちが住みにくくなっているのである。

一方山里でも困った事態が進行している。安い外国産農産物の輸入による農業の衰退、人間の都市への集中により、農村の過疎化、高齢化は深刻になる一方である。それらの地域ではかつては、子供たちが騒ぎ、犬のほえる声が日常的に聞こえたが、今はひっそりと静まり返っている。しかしその割には依然として山際まで細々と作物が植えられたり、だれにも収穫されることのない果樹が実をつけたまま放置されたり、果樹などが廃棄物として山際に捨てられたりしている。これらの状態は、

「どうぞ山から下りて、里のおいしいものを食べてください」と動物たちに言っているのに等しい。それに加えて、ハンターの著しい減少、狩猟の衰退などが、野生動物に人間の怖さを忘れさせる原

因のひとつにもなっている。

つまり、戦後わが国が推し進めてきたこういった農山村をめぐる施策が、今日の問題に深くかかわり合っているのである。したがって、林業の再建、農業・農村の活性化など、これらの原因に一つずつ対処していかない限り、今年のような異常ともいわれる状態が続くと予想される。今年のクマ出没は、我々にそのことを教えてくれる警鐘ととらえるべきであろう。

◆京都議定書来年二月発効へ
『日本経済新聞 10月28日』

ロシア連邦議会上院（連邦会議）は二七日、地球温暖化の防止を目指す国際ルールとなる京都議定書の批准案を採択し、法案は議會を通過した。

憲法規定上、批准案は五日以内に大統領に送付され、大統領は受領後十四日以内に可否を決める。大統領の指示で議会在が審議した経緯があり、署名は確実。

署名後に国連事務総長に送付し、受け取ってから九十日後にロシアの批准が正式となる。温暖化ガスの排出量が大きいロシアの批准がなされた時点で、議定書の発効条件は満たされ、国際法として、発効する。

アトランダム雑誌切り抜き

9~11月

◆林業に対する直接所得補償制度／堀靖人（森林総合研究所）

（EUでの制度化やわが国の農業部門への導入経緯など省略）わが国でも林業の不振と森林管理水準の低下への危惧から林業の直接払い制度が議論されている。内外を見ても、林業の直接払い制度は極めて少ない。その理由は木材は農産物と違い保護の対象でなく自由化が先行していたこと、森林所有者は農家が主体だったため農家への支援で済まされたこと、林業の助成は農業と違って林産物の価格支持政策でなく造林・育成など間接的支援だったことによる。また農業と違って木材には過剰問題がなかったことも一因だろう。だが従来の支援では、林業と森林管理は支えきれなくなった。森林の公益的機能への国民の理解度からも、林業への直接払いは今後重要性は高まろう。

02年度から林業への直接支払い制度として「森林整備地域活動支

援交付金」が実施期間五年で制度化された。「森林施業実施のため

の森林現況調査」への助成であるが、積算基礎は森林一畝当り一万円が交付される。この制度を農業のものと比較すると、類似点もあるが、「森林整備のための報酬」という意味合いが強い。しかし、林業部門で直接支払を制度化したことは、「山村社会維持」という視点が初めて盛り込まれたこと、森林を直接対象にしたこと（EUは農地）、など意義は大きい。

今後の検討課題としては、①森林の多面的な機能維持を担保する基準、②直接所得補償対象者を森林所有者のほかどう位置付けるか、③所得補償をする金額の水準などだか、ヨーロッパのような一般市民の山林権や採取権とのバランスも求められよう。（『林経協月報』9月号・日本林業経営者協会）

◆社会的共通資本である森林を維持するために、近代化幻想で切り捨てられたものを見直しを

／宇沢博文（東京大学名誉教授・同志社大学社会的共通資本研究センター長）

米子に生まれ、三歳で家は東京に越したが、戦中は鳥取県の大きなお寺で過ごした。山陰の自然やそこに住む人の素晴らしさが、その後の研究テーマにも影響した。経済学の一番大事な仕事は、「人間の心を大事にして、みんな

が安らかな、豊かな生活ができる条件や制度をつくること」だが、このことはいままでの経済学では無視をされてきた。社会的な共通資本には森林など自然環境が基本になる。自然環境を維持していくには、地域の人たちが共同で自然資源を使う制度がつけられ伝えられてきた。入会林や溜池などそうしたコモンズは機能しなくなった。空海が唐に留学した当時、スリ

ランカは溜池を使う最高の水利文明を持っていた。それをポルトガルなどが植民地化して、農村の自立を奪うために中央集権的なダム

による用水支配を行った。コモンズが壊れ、農業の生産性も低下した。日本の農山村が衰退している一因は、コモンズを含めた村に残っていた知恵や生き方が戦後「前近代」として切り捨てられたこととも関係する。「国民参加の森林づくり」を成功させるには、国民が森林に対する畏敬の念を取り戻さないといけない。その意味で教育の場となる学校林に注目をしている。山の老人たちも自分の技術が伝わることに生きがいを感じる

ことだろう。（『ぐりーん・もあ』秋号・国土緑化推進機構）

◆景観緑三法の意義／西川嘉輝（国交省緑地環境推進室長）

景観緑三法が成立し、6月18日公布され12月全面施行に向けた準備が進んでいる。この法律の制定は、景観や緑に対する国民・事業者・学識者・行政など各層の要請と期待を背負ったものだ。効率性・経済性を優先して進められた感のある「街づくり」に、景観や緑という住民の五感に訴えるものが重視されることが強く打ち出された。審議の過程でも、都市の緑にたいする期待の高さは、行政担当者の認識をはるかに上回っていた。

今後は実効性を高めるために、広範な主体の参加が必要だ。その

ための態勢や枠組みづくりが求められよう。従来の公園緑地行政の枠組みに囚われることなく、広範で柔軟な視野のもと緑の保全・創出・活用のビジョンをもって施策をすすめることが大切だ。(「グリーン・エージ」10月号・日本緑化センター)

◆21世紀における里山の多面的な機能／太田猛彦(東京農業大学教授)談

里山は豊かな自然をイメージさせるが、江戸時代から明治・大正にかけてはげ山となった所もあった。かつては、エネルギー源から道具や住居などの材料、田畑の肥料や食糧などを里山に求めた。稲作を中心とした農耕社会そのもののシステムとして里山が組み込まれていた。だから人口が増えれば、山が貧弱になりはげ山となった。

いまの日本にははげ山はほとんどない。それは社会のシステムが変わったことが原因だ。原材料は石油・プラスチック・金属・コンクリートに変わり、里山は現代社会では必要でなくなった。そのことで、手入れもされないし、人も住まなくなり、過疎化して里山生態系が壊れたり消えたりしている。では、21世紀に生きる私たちに里山は不用だろうか。日本人は森

林との親密性や親和性からかもし出される独特の民族性や文化を築いてきた。人間は弱いもので「問題が起きると故郷に帰りたい」と思うが、それを受け入れてくれるのが里山だ。が里山は社会システムに組み込まれていないから全ての里山を残すことはできないし、経済ベースに乗せることも難しい。

そこで、現代の里山の多面的な機能を発揮させる残し方をその地域で考える必要がある。経済ベースに乗らないだけに、地域の人たちだけではできない部分を手伝うボランティアや、行政の支援を得ることも大切だろう。

里山は見捨てられたシステムだが、そこには日本人の心の問題や独自の生態系を含めた環境など現代社会にないものがある。そのことを都市住民を含めて冷静に見つめ直してどう残すか考えるべきだ。そう考える人たちをボランティアに結集することが、これからの里山を考えるとき大事だろう。(「ぐりん&らいふ」秋号・農林中央金庫農林部)

◆「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」成立の背景と課題／山下宏文(京都教育大学教育学部社会科学科教授)

03年7月「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が公布され、本年10月1日から完全に施行された。日本でも70年代から環境教育の取り組みは始まった。しかしアメリカでは70年に「環境教育法」が制定され、90年には「全米環境教育法」を制定、欧州先進国では米国以上に環境教育に熱心である。

日本の法制定には、温暖化防止などの取り組みで、国民の一人ひとりの環境意識と行動の必要性が痛感されたこと。またヨハネスブルグサミットのなどを契機に「国連持続可能な開発のための教育の10年」の決議などが影響したといえる。この決議の中には「持続可能な開発のための教育」として①貧困の克服、②ジェンダー間の公正、③保険医療の促進、④環境保全と環境保護、⑤農村改革、⑥人権、⑦異文化間理解及び平和、⑧持続可能な生産及び消費、⑨文化的多様性、⑩情報通信技術などが示されている。

この法律の効果や影響では、次のような問題をはらんでいると思われる。それはこの法が、関心のある市民やNPOや民間団体から歓迎される一方で、国民全体の意識はまだまだ心もとないことだ。

法の趣旨や重要性を広く知ってもらうことが先決だ。しかし、国や地方公共団体には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進」に関する基本方針の策定と実施が求められており、NPOなどにとっては、活動の意義や役割りが公的にも位置付けられ評価されるだけに大きな意義がある。

森林整備のボランティアに参加する個人が「人材認定等事業」の登録を受けたり、土地の提供が自発的に進むような措置、国や地方公共団体とNPOなどが連携して取組める契機となろう。

学校教育にこの法を活用するために、教育現場や教育委員会などの理解がさらに進むことを期待したい。96年に中央教育審議会の第一次答申が出されたとき、「環境問題と教育」という章が設けられ、学校の反応も鋭いものがあつた。その後は「社会的な課題」へ関心が拡散して環境教育への対応が弱まった。この法の成立で、環境行政と教育行政の緊密な連携を望みたい。教師自身の意欲を高めること、計画的かつ発展的に環境教育を推進していくこと、学校とNPOの連携を強めることが求められるよう。(「森林技術」11月号・日本森林技術協会)

地球温暖化対策に係る「環境税（仮称）」の創設促進に向けた全林野の考え方

（森林労連：全林野労働組合）No.1

項 目	課題と内容（報告、議論内容等）	森林労連・全林野の主張及び考え方
<p>1. 温室効果ガスの削減状況は、…</p> <p>(1) 排出量</p> <p>(2) 吸収量</p> <p>(3) 総削減量</p> <p>(4) 温暖化対策税制</p>	<p>* 8月6日、中央環境審議会 地球環境部会において明らかにされた「推進大綱の評価」の結果（中間取りまとめ）では、…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年度の日本の温室効果ガス総排出量は13億3100万トンで、基準年1990年比で7.6%上回っており、6%削減約束と合せ、総削減量は「13.6%」の状況。 ・ 現在精査中の「代替フロン等3ガス」を除いた、2010年時を見通した場合、総排出量における基準年比で6.2～6.7%となる見通しであり、6%削減約束と合せ12～13%程度の削減が必要な状況にある。 ・ CO₂を固定する森林吸収源対策は、現状ベース（98～02年）の森林整備の水準で推移した場合、森林吸収量は「3.1%程度」となる見通し。 ・ 現状の排出・吸収源対策で推移した場合、2010年（第1約束期間：第3ステップ中間年）で9～10%程度削減量が不足する状況。従って、約束達成のためには、現行対策の強化及び追加的な対策・施策の導入が必要。 ・ 「推進大綱」に掲げられた各種対策を実現する経済的手法のうち、温暖化対策税制の導入を追加的対策として有力な手段であるとした。 	<p>* 日本政府は、「気候変動枠組み条約第9回締結国会議」（COP3）の議長国として、改めて、地球温暖化防止の重要性について再認識し、温暖化対策を国策の柱として位置付け、強いリーダーシップの発揮と必要な施策を展開すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は京都議定書発効の如何に関わらず、今日段階で実施可能な対策は直ちに実施する姿勢が必要。 ・ 京都会議から7年、推進大綱改定から2年が経過しているが、各省庁間の連携不足を始め、排出・吸収源対策の仕組や必要性について、国民一人ひとりが理解しておらず、政府は必要な情報の提供やPRに全力を挙げるべき。 ・ 現状の排出対策や吸収源対策では、CO₂排出量は増加の一途2010年の目標達成は“絵に描いたモチ”。とりわけ、増大する産業や運輸部門における対策は自主行動計画だけでなく、政府が直接関与し、中小企業を中心に必要な財政支援は行うべき。 ・ 経済産業省が12月開催予定の「COP10」に向け、提出予定の2013年度以降の「温暖化対策の骨子（案）」は、経団連の提言に軸足を置き、7カ国の議定書離脱を正当化し、議定書を形骸化させるもの。本年及び2007年の「対策の評価・見直し」を受け、削減目標の達成に向け、日本政府として出来る対策を全力で取組むべき。（参考資料…P20） ・ 議定書3条3、4項で規定された森林経営における現状の財政措置及び整備水準では「吸収量3.1%程度」と試算されたが、削減目標の65%を占める森林吸収源10ヵ年対策に係る諸施策の着実な推進を図るため、必要な財源は別枠で確保する必要。

項 目	課題と内容（報告、議論内容等）	森林労連・全林野の主張及び考え方
<p>2.「環境税」の導入について (温暖化対策税)</p> <p>(1)他施策との比較</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的取組み ・ 教育・普及啓発 ・ 規制 ・ 補助金・租税措置 ・ 国内排出量取引 	<p>* 8月27日、中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会が「地球環境部会における中間取りまとめ」を踏まえて報告した、「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関連する中間取りまとめ」では、…</p> <p>○ 「推進大綱」に掲げる各種対策を推進する施策は、温暖化対策税制以外にも、次ぎの施策があり特徴を述べている。</p> <p>①「事業者等による自主的取組の促進」については、自己の取組みから費用効果的な対応が出来、効率性の面で優れているが、透明性に対する制度的保証が無く、公平性が確保されない。</p> <p>②「情報提供、教育及び普及啓発」については、ライフスタイル等の国民の意識改革を図り、温暖化諸対策の実行を促す等の観点から重要な施策。取組の促進効果や削減量を見込むことは困難。</p> <p>③「規制」については、行為を特定し、禁止・制限・義務化等を行うことから確実かつ迅速な効果が期待出来るが、家庭や移動発生源等の不特定多数の者が対象となり、実効性・費用を考えれば現実的でない。</p> <p>④「補助金・租税特別措置」については、対策を行う者は負担が軽減。設備等の導入や技術開発の進展に期待。交付には行政コストが伴う。十分な財源確保には限界。費用対効果の観点から適正な補助金配分が難しい。</p> <p>⑤「国内排出量取引制度」については、温室効果ガスの発生源に排出枠を設定。各参加主体が安価な削減オプションを選定し、排出量の取引を行うことから、目的達成に向け最小のコストで確実かつ迅速な効果があるが、家庭や中小事業者等の小規模排出源の初期の排出枠の設定や遵守状況の確認等に対する行政コストを勘案すれば現実的でない。</p>	<p>* 全林野はこの間、森林・林業基本計画と、連動する地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策に基づく各種施策の展開と裏付け予算の確保を求めた、①政党、地方自治6団体及び林業関連団体等への各種要請、②中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会(委員)への要請、③連合・環境小委員会などに対し、一定の条件を付しつつ、「税の早期創設」を要請。</p> <p>○政党・関連団体等への要請内容(原文)…(04年6月:政党ほか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在検討が進められている「温暖化対策税」については、早期導入を図るとともに、税財源の使途については、温暖化対策に係る各々の産業対策と併せ、森林の整備・保全、木材利用、木質バイオマス利用の推進に向け追加的対策を図ること。 <p>○連合・環境小委員会への意見書提出(原文)…(04年1月:連合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私達は、「温暖化対策税(仮称)」の導入について、現状の国家予算や税制全体の係わりから判断の難しさはあるものの、温暖化対策の国際公約6%削減の達成は、「温室効果ガスの削減対策、森林整備による吸収源対策、及び排出量取引等の京都メカニズム(国際間相互協力)」の選択肢しか無いと考えています。 しかし、京都議定書で決定した「京都メカニズム」の活用については、最後の手段として考えるべきであり、日々、日本国民が生活する身近な環境改善努力を怠り、他国依存に傾斜する思想を助長しかねないことが懸念されます。 今日、地球的規模での温暖化対策はいずれの選択をしたとしても、相当の国民的努力と財源確保が必要となり、当然のことながら、国家予算の配分見直しを始め、「国民に対して温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の必要性や税の目的・規模・使途等を明確にして理解を得ると共に、国民負担を最小限とする努力や国民の同意を得る手続きに万全を期すこと」等が税導入の大前提と考えています。

項 目	課題と内容（報告、議論内容等）	森林労連・全林野の主張及び考え方
<p>・京都メカニズム</p> <p>・温暖化対策税制</p> <p>* 比較の結果</p> <p>(2) 温暖化対策税制の3つの効果</p>	<p>⑥「京都メカニズム」については、国内で温室効果ガスの削減対策を進めるより費用対効果が高いが、日本企業に対して国際展開の場を提供するものとの指摘。議定書では先進国等が率先して削減約束を達成することを義務付けられており、国内対策に対して「補足的なもの」とされているところ。</p> <p>⑦ 温暖化効果ガスの排出または化石燃料の消費に対して税又は課徴金を課し、化石燃料を政策的に割高にする仕組み。全ての主体に対して公平に排出削減への経済的誘因を与える。排出削減や技術革新のためのインセンティブ効果が継続的に働き続け、環境低負荷型産業構造を実現可能。排出量に応じた税負担となるため、エネルギーコストの割合が大きい主体は負担感。日本経済への影響、産業構造の変化を懸念する指摘。</p> <p>* 公平性…「税」は、温室効果ガスを排出する全ての主体に対して広く排出量に応じた負担を求め得るため、公平性や透明性を確保。</p> <p>* 効率性…「税」は、納税者が主体的に節税が可能で、「排出量取引」や京都メカニズムと並んで優れている。</p> <p>* 確実性…「税」は、排出源が家庭など不特定多数を対象とする場合、他手法と比較し確実性が高い。また、現在の税込における財政事情を鑑みると「温暖化対策税制」からの「税」の活用も検討に値する。</p> <p>* 「ポリシーミックスの手法の採用」…税を含む各種施策の特徴を活かし、それぞれの短所を他の施策によって補う有機的な組合せを実施。(①税+補助金、②温暖化対策税+補助金(付'リス)) …(参考資料…P7)</p> <p>①「インセンティブ効果」…温室効果ガスの排出又は化石燃料の消費に対する課税から、省エネ、技術開発につながる。</p> <p>②「財源効果」…インセンティブ効果に加え、税収を温暖化対策に活用すれば、更に排出量を削減し得るといふ財源効果も期待。</p> <p>③「アナウンスメント効果」…税導入は国民一人ひとりが税の負担を感じ、化石燃料の抑制と温暖化対策を普及する原動力となる。</p>	<p>(前項より続く)</p> <p>そして、政府が最大限の努力を講じても、なお、財源不足のため止むを得ず税導入となった場合、その財源の使途に係わり、排出削減目標6%のうち3.9%を占める森林吸収源対策は極めて重要な位置付けと考えており、日本国内における森林整備を始めとする地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策の諸対策を中心に活用されることを含め、対策税の導入は止むを得ないものと考えています。</p> <p>*「経団連の提言」に係り、国内の排出・吸収源対策より割安となる「京都メカニズム」の安易な活用は止め、国内対策を重視すべき。特に「排出量取引(ET)」は、日本国民に一番身近な環境保全となる国内森林の整備が疎かになり、削減約束も達成出来ないばかりか、地球的規模での温暖化防止に何ら寄与しないことから反対。</p> <p>また、「原子力の有効活用」に係り、新・増設は後世に大きな負荷を残し今日的には時代に逆行。水力、太陽光、風力等に加え、木材・木質バイオマス利用の発電を重視すべき。</p> <p>* 税の課税対象は、「温室効果ガスの排出又は化石燃料の消費」(試算：ガリツ1t 当り約2円)で、量に応じた課税となっているが、事業者による石油等製品への価格転嫁や便乗値上げの禁止、及び低所得者層や中小製造業に対する配慮が必要。</p> <p>*「ポリシーミックスの手法」については、温暖化対策の持続性や行政コスト等を更に検討を加える必要。</p> <p>とりわけ、森林吸収源対策は、一連の植栽～保育～伐採等の森林経営を持続的に繰り返すことから、恒久的な財源確保が必要。</p>

項 目	課題と内容（報告、議論内容等）	森林労連・全林野の主張及び考え方
(3) 税の水準	<p>* 具体的な水準は中央環境審議会・税制専門委員会…（03年8月） ・炭素1トン当り 約3,400円（税込約9,500億円） ガソリン1リットル当り約2円、……と試算、</p> <p>* 経済モデルによる効果の試算…（国立環境研究所、京都大学） ①炭素トン当たり約45,000円の温暖化対策税の課税で、… 1990年比（基準年）で2010年には約2.0%排出量を削減可能 ②炭素トン当たり約3,400円課税と、その税収を温暖化対策に活用すると、上記、約45,000円の課税のみ行った場合と同等の、約2.0%の削減量が達成可能と試算。</p>	<p>(参考)</p> <p>* GDP（国内総生産）に与える影響…（税制専門委員会試算） ◎05年45,000円課税/tc当り、税収は所得税減税と想定した場合、 ・2010年/2000年比+15.0%（課税無しの場合15.2%）\div (GDP)-0.2% ◎05年3,400円課税/tc当り、税収は温暖化対策のための補助金に活用、 ・2010年/2000年比+15.1%（課税無しの場合15.2%）\div (GDP)-0.06% (成長率換算では年率約0.01%の低下)</p>
(4) 課税対象	<p>* 「税制専門委員会報告」での提案では、「化石燃料への最上流課税又は上流課税有力な候補となる」とされている。 ・「最上流課税」とは化石燃料の輸入時点又は採取場からの採取時点の課税。 ・「上流課税」とは化石燃料の製造場から出荷時点での課税。 ・「下流課税」とは化石燃料の消費者への供給時点。 ○今後、更に具体的に検討。…としている。</p>	<p>* 全林野は、現状の森林整備等の状況や国家財政の現状から、第1ステップでの「評価・見直し」による、2005年度からの環境税創設を止む無しとし、税率が低くとも同じ効果となる「経済モデル②」の選定と、その税収は森林整備等を中心とする温暖化対策に活用すべきとしている。（左欄項目(3)税の水準、課題欄②の通り）</p>
(5) 税の使途	<p>* 税の活用は、府省の所管に関わらず、政府全体で効率的で確実な二酸化炭素削減につなげる対策への支援を基本。 ・ 税制専門委員会報告は、①省エネ機器の買換え等、一般家庭の取組み支援、②低公害車・低燃費車等、運輸部門の取組み支援、③先駆的対策技術導入等、事業者への取組み支援、④代替フロンガス削減対策、⑤森林対策、⑥京都メイズムの有効活用。 ○ 今後、種々指摘等に配慮し、早急にその具体像を提示して行く必要。</p>	<p>* 「税の使途」は、これまでの要請行動などの取り組みの中で、森林吸収源10ヵ年対策に基づく、「森林整備・木材利用・労働者の育成・確保」等の施策の展開に活用すべきとして来た。 とりわけ、平成16～17年度予算対策では、2003年7月の「中央環境審議会 税制専門委員会報告」における、森林整備に必要な追加投資額「2005～2010年の6年間で総額1兆1,740億円、単年度1,957億円」を基本に要求を行っているところ。（参考資料…P18）</p>
(6) 税の会計区分	<p>* 国民の理解を得るためには、税の目的・使途を明確にする必要から、温暖化対策の「目的税」とし、対策に活用される会計措置を検討。</p>	<p>◎平成17年度林野庁関係一般林政予算対策では、… ・ 森林整備…16 予算+2,000億円=5,200億円（一般公共） ・ 地域材の利用… 16 予算+80億円=100億円（一般非公） ・ 労働力確保…16 予算+270億円=350億円（一般非公）</p>
(7) 地方公共団体の位置付け	<p>* 温暖化対策は、国との連携の下、地方公共団体でも積極的に実施されることを期待。税収を配分すべきとの指摘。配分した税が確実に温暖化対策に活用される措置を検討すべき。</p>	

項 目	課題と内容（報告、議論内容等）	森林労連・全林野の主張及び考え方
<p>3. 温暖化対策税制についての論点</p> <p>(1) 景気・雇用・賃金への影響</p> <p>(2) 国際産業競争力、産業の空洞化</p> <p>(3) 世界的規模でみた排出量の増減</p>	<p>* 経団連、産業界を中心に出されている指摘等に対する環境審議会施策総合企画小委員会の見解</p> <p>○ 製造業の生産額に占めるエネルギーコストは、一部のエネルギー集約産業を除けば5%に満たず、影響も限定的。省エネ、経済構造の高度化が期待される。</p> <p>○ 国際競争力は、エネルギーコスト以外にも為替、労働力、市場、インフラ整備状況等の要因が関係。特に工場の海外移転は労働力コスト軽減との指摘。エネルギーコストの上昇では無い、また、軽減策については、業種別の影響や長期的見通しを調査した上で検討を行うことが適当。</p> <p>○ 税を導入した場合、工場の海外移転等が進み、海外（移転先等）の排出量は増えるとの指摘は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の試算から、「先進国等が税導入等の温暖化対策を講じ場合、途上国の排出量は先進国に比して少ない」との指摘。</p>	<p>* 「経団連の提言（意見）」に係り、…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小製造産業や低所得者層に対する一定の減税措置は必要。 ・ 労働者に係る「雇用・賃金等への影響」については、これまでの春闘等における経団連の考え方・対応から説得性は無く、諸外国にならった労働分配を実践すべき。 ・ 「多面的機能を有する森林保全の財源は、本来一般財源で賄うべき」との提言は、基本的に歓迎。しかし、大部分を占める排出ガスの原因者（産業部門等）たる義務と責任を放棄し、安易に対策の引伸ばしと国家財政（国民の血税）に依存するのは極めて無責任な姿勢。 ・ また、課税対象に係り、「最上流課税、上流課税、下流課税」のいずれを選択しても、大企業を中心に「税」を国民に価格転嫁することが容易に想像され、企業が負担するとは到底考えられない。

課 題	計 画 量 と 対 策 の 現 状	森林労連・全林野の主張及び考え方												
<p>1. 森林・林業基本計画（森林吸収源10ヵ年対策）に係る森林整備量等について</p> <p>・ 緊急間伐5ヵ年計画（目標150万ha）</p>	<p>1. 第1ステップ 初年度（平成15年度）の状況…（資料P12）</p> <p>① 森林整備の単年度対策（植栽～複層林施業）</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実行総量…57.0万ha（-39万ha…59.4%）…（目標96万ha） * 間伐数量…34.5万ha（-3万ha…92.0%）…（目標37.5ha） <p>② 平成15年度投資額（予算額）…1,961億円（前年比85.4%）</p> <p>③ 緊急間伐5ヵ年計画の実施状況（H12～16年度）…150万ha</p> <table border="1" data-bbox="436 1052 1078 1119"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>30.4</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> <td>30.0</td> <td>予30.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H12	H13	H14	H15	H16	面積	30.4	30.2	31.4	30.0	予30.0	<p>* 単層林新植面積の減少に加え、下刈面積の激減傾向を中心に、目標の59.4%に止まり、-39万haもの森林整備が困難な状況。</p> <p>* 森林吸収源対策は、一貫した持続的森林経営が不可欠であることから、H10～14年度への森林整備量に対応する森林吸収量3.1%を大幅に下回る恐れ。（H10～12年度：68万ha…2.9%）</p> <p>* 間伐目標の150万haは達成する状況にあるが、引き続き、6～7齢級の林分（150万ha）を中心に間伐が必要。</p> <p>* 緊急間伐5ヵ年計画の終了に伴い、対策の「第2ステップ」となる</p>
年度	H12	H13	H14	H15	H16									
面積	30.4	30.2	31.4	30.0	予30.0									

項 目	計 画 量 と 対 策 の 現 状	森林労連・全林野の主張及び考え方																																												
<p>・森林整備地域支援 交付金事業</p> <p>・一般公共予算の状況</p> <p>2. 木材の供給・利用、</p> <p>3. 林業労働力の育成・確保 (担い手対策)</p>	<p>④森林整備地域支援交付金事業 (H14年度～)</p> <table border="1" data-bbox="446 364 1064 498"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付金総額</td> <td>119</td> <td>153</td> <td>目標額 181</td> <td>要求 179</td> </tr> <tr> <td>協定締結数</td> <td>11,863</td> <td>14,867</td> <td>未</td> <td>未</td> </tr> <tr> <td>交付率(%)</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>未</td> <td>未</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤林野庁関係一般公共事業予算の推移 (億円)</p> <table border="1" data-bbox="446 619 1064 747"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17 概算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 額</td> <td>4,568</td> <td>4,273</td> <td>3,272</td> <td>3,172</td> <td>3,712</td> </tr> <tr> <td>森林整備</td> <td>2,041</td> <td>1,798</td> <td>1,816</td> <td>1,825</td> <td>2,135</td> </tr> <tr> <td>率 (%)</td> <td>100</td> <td>88.1</td> <td>89.0</td> <td>89.4</td> <td>104.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 木材供給の単年度目標……2,050万m³ (目標2,500万m³) * 供給総量…1,696万m³ (-354万m³…82.7%) に止まっている状況にある。… (参考資料P12)</p> <p>3. 育成・確保対策の状況は (参考資料P13) の通り。 とりわけ、実質、H15年度から開始した、「緑の担い手育成対策事業」の状況は、定着率が2,000人を下回り、全体の新規就労者も当局が予定する5,000人 (-670名) を大幅に下回っている状況にある。</p>	年 度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	交付金総額	119	153	目標額 181	要求 179	協定締結数	11,863	14,867	未	未	交付率(%)	55	70	未	未	年 度	H13	H14	H15	H16	H17 概算	総 額	4,568	4,273	3,272	3,172	3,712	森林整備	2,041	1,798	1,816	1,825	2,135	率 (%)	100	88.1	89.0	89.4	104.6	<p>(前項より続く)</p> <p>平成17年度予算概算要求した「間伐等推進3カ年計画」(H17～19年度)の実施は、健全な森林を造成し、森林吸収量3.9%を確保するためにも事業の継続は不可欠。</p> <p>* 対象市町村の実施率は、H15年度88%、交付金交付率は70%に止まっている状況から、地方自治体(県1/4、市町村1/4)の負担軽減から全額国庫負担化を図り、併せて制度の徹底など、引続き、事業の推進を図る必要。</p> <p>* 森林吸収源対策を推進するためには、計画的な持続的森林経営を行う必要から、現状の厳しい森林経営環境を援助するため、森林所有者に対し一定の所得補償を行う制度の導入を検討すべき。</p> <p>* 一般公共事業の森林整備予算は、右欄の通り年々低下しており、森林・林業基本計画と森林吸収源10カ年対策の目標を達成し、森林吸収量3.9%を確保するため、「第2ステップ」となる平成17年度予算は、「骨太方針2004」等を踏まえ、「中央環境審・税制専門委員会試算」の森林整備の追加投資額年1,957億円を基本に、現行予算の水準(1,800億円)を大幅に拡充すべき。</p> <p>* 森林・林業基本計画及び連動する森林吸収源10カ年対策を進めるには、根本的な材価対策に加え、間伐材の利用、林地・工場の残材等のバイオマス利用の促進等について、現状のモデル事業規模での展開では、目標とする間伐等の森林整備や木材需給計画が進まない状況から、全国158流域を基本とした各種事業を展開する必要。</p> <p>* 全林野は、森林・林業基本計画と森林吸収源対策の目標達成のためには、101,000人の林業労働者の確保が必要である。 ・「緑の雇用担い手対策事業」は158全流域で実施し、仕事確保のための林業予算の配置と共に、「2005骨太方針」にも掲げる定住化対策の推進が必要。</p>
年 度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度																																										
交付金総額	119	153	目標額 181	要求 179																																										
協定締結数	11,863	14,867	未	未																																										
交付率(%)	55	70	未	未																																										
年 度	H13	H14	H15	H16	H17 概算																																									
総 額	4,568	4,273	3,272	3,172	3,712																																									
森林整備	2,041	1,798	1,816	1,825	2,135																																									
率 (%)	100	88.1	89.0	89.4	104.6																																									

参考資料①

諸外国のCO2削減のための税制度

国名	税の形態 (導入年)	課税標準	税率	税収	税収の使途	効果等
フィンランド	炭素税 (1990年)	炭素含有量	ガソリン 4.5円/L (58.0円/L) 重油 6,016円/t (0円/t)	49.8億MK (1999年)	一般財源 ・所得税の減税	エネルギー消費構造の変化による 減少量の約2/3は石炭・重油から 天然ガス・木質燃料への転換 効果
スウェーデン	炭素税 (1991年)	炭素含有量	ガソリン 10.3円/L (43.7円/L) 重油 13,451円/t (9,432円/t)	169億skr (2001年)	一般財源 ・所得税等の減収 分に充当	地域暖房部門におけるバイオ 燃料の消費が増大
ノルウェー	炭素税 (1991年)	炭素含有量 (正確には比例して いない)	ガソリン 13.3円/L (61.3円/L) 重油 6,641円/t (2,685円/t)	75億nkr (2001年)	一般財源	財源の調達の
デンマーク	炭素税 (1992年)	炭素含有量	ガソリン 0円/L (58.4円/L) 重油 4,826円/t (29,406円/t)	46.5億Dkr (2001年)	一般財源 ・社会保険料軽減 ・省エネ/CO2対策 ・バイオ燃料発電補助	温暖化対策以外の多様な環境 税を導入、CO2税は補完的役 割
オランダ	炭素・エネル ギー税 (1990、1996 年)	炭素含有量及びエネ ルギー要素の双方	ガソリン 1.3円/L (64.6円/L) 重油 1,697円/t (1,731円/t)	一般燃料税 14億Gld エネルギー規制税 59億Gld (2001年)	一般燃料税は一般財源、エネルギー規制 税は課税対象に還元	エネルギー規制税は課税対象の下限を 設定
ドイツ	鉱油税＋ 電気税 (1999年)	炭素含有量には依 存しない	ガソリン 6.8円/L (55.8円/L) 重油 285円/t (1,709円/t)	228億Dem (2001年)	一般財源 ・国民年金保険軽減 ・再生可能エネルギー補助	電気は新税、鉱油は税率引き 上げ
イタリア	鉱油税＋ 電気税 (1999年)	エネルギー税の一部に 炭素含有量	ガソリン 2.2円/L (58.9円/L) 重油 0円/t (5,184円/t)	2.18兆Itl (1999年)	一般財源 ・社会保険料軽減 ・省エネ、CO2対策補助	2005年に向け段階的に拡充
イギリス	気候変動 税 (2001年)	エネルギー要素	ガソリン 0円/L (67.8円/L) 重油 0円/t (4,999円/t)	10億ポンド (予定)	一般財源 ・社会保険料の雇用者負担引き下げ ・省エネ、再生可能エネルギー導入促進補助	既存のエネルギー関係税の対象 外に課税

注：税率の外書きは炭素税等温暖化対策のための税率、()は既存のエネルギー諸税
(中環審税制専門委、農業政策研究所報告等をもとに作成)

森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつあります。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育ててきた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すこしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとつて重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようなかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2005年新春号
第91号

■発行 2005年1月1日

■発行責任者 半田良一

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(〒共)
(年額3,000円)